

## 令和7年度愛媛県日本型直接支払検討会の開催結果

### 1 会議の名称

令和7年度愛媛県日本型直接支払検討会

### 2 開催日時

令和7年1月29日（木曜日）10:00～12:00

### 3 開催場所

愛媛県林業会館 3階大会議室

### 4 出席者

構成員7名 事務局6名

### 5 議事

#### (1) 令和7年度取組実績並びに令和8年度取組方針について

(ア) 環境保全型農業直接支払交付金

(イ) 多面的機能支払交付金

(ウ) 中山間地域等直接支払交付金

### 6 主な意見等

#### (1) 令和7年度取組実績並びに令和8年度取組方針について

(ア) 環境保全型農業直接支払交付金

・多くの取組メニューがある中で、有機農業や緑肥が多く選ばれているが、県が推奨しているのか。

→特定のメニューを推奨しているわけではなく、複数メニューの重複受給ができないため、結果として、単価が高いメニューの申請が多くなっているのではないかと思われる。

・今回、取組メニューに新設された「炭の投入」などは、全国的に効果があがっていると聞く。

県内では事例がまだ少ないと思うが、ぜひ情報発信をお願いしたい。

・制度について広く周知・宣伝を行い、農家の関心を高め、利用を促進することが重要ではないか。

→制度の内容や要件を分かりやすく伝える等、周知方法を工夫していきたい。

・第3期から単価が変更されているが、その影響はあるか。

→カバークロップ（緑肥）の交付単価が1,000円減額となったが、取組面積は多少減少したものの、大きくは減少しなかったと認識している。

・水稻が盛んな地域でカバークロップの取組が少ないなど、取組に地域差があるように思うので、県としても、可能性がある地域には積極的に働きかけてほしい。

- ・バイオ炭が売れないと事業者から聞いている。県内で事業者と農家を結びつける取組をしてほしい。

#### (イ) 多面的機能支払交付金

- ・共同活動の内容に偏りがあるようだが、その理由は何か。  
→活動内容は、活動組織内で話し合いにより決めているが、景観形成作物等は比較的取り組みやすいため、選択している組織が多いと考える。
- ・活動組織の構成員として、自治会等以外にその他とあるが、具体的にどのような団体が参画しているのか。  
→地域によって様々だが、地元の消防団や花づくりグループ等、地域で活動されている団体が参画している。
- ・愛媛県はため池が多い地域と聞いているが、県としてため池の管理等にどのように取り組んでいるか。  
→防災重点ため池については、安全を考慮し、維持や廃止の判断を行っているところ。利用されていないため池は、市町が主体となって廃止を進めており、今後も利用されるため池は、交付金等を活用しながら、地域による管理を支援していきたい。

#### (ウ) 中山間地域等直接支払交付金

- ・ネットワーク化加算を行うことで事務の負担が増えることはないのか。  
→加算を使って事務作業を外部に委託することも可能であることから、事務の省力化につながると考えている。
- ・ネットワーク化加算を使った各集落協定の取組状況について教えてほしい。  
→事務委託のほか、鳥獣被害対策や、農産物の加工・販売に関する人材確保等に取り組んでいる。
- ・棚田地域振興活動加算の目標については、妥当なものとして了承する。

#### ○その他

- ・多面的機能支払と中山間直払の取組では、廃止する協定もあるが、復活する協定もあるということで、一時休止しても終わりではなく、状況が変われば復活できると前向きに受け止めることができた。

愛媛県日本型直接支払検討委員会

令和8年1月

資料 1

# 環境保全型農業直接支払交付金 実施状況と今後の取組方針について

愛媛県農林水産部

農業振興局 農産園芸課

# 目次

## 1. 制度の概要

- (1) 環境保全型農業に係る施策の変遷 . . . . . 1
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要 . . . . . 2
- (3) 第三者委員会による点検・評価 . . . . . 4
- (4) 第3期の制度変更点 . . . . . 5

## 2. 愛媛県内の実施状況

- (1) 第2期実績 . . . . . 7
- (2) 令和6年度の実施状況 . . . . . 8
- (3) 令和7年度の申請状況 . . . . . 10

# 1. 制度の概要

# 1. 制度の概要 (1) 環境保全型農業に係る施策の変遷

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、地域ぐるみで化学肥料及び化学農薬を5割以上低減する取組に対する支援（環境支払）を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支払を分離し、「環境保全型農業直接支援対策」を創設。地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び本対策を「日本型直接支払制度」として位置付け。平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施。実施期間は5年間であり、令和7年度から第3期が開始。
- 令和3年度には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和4年度に「みどりの食料システム法」を施行。
- 令和6年度に「食料・農業・農村基本法」を改正し、「環境と調和のとれた食料システムの確立」を基本理念に位置付け。



## 【食料・農業・農村基本法】 (R6.6)

(環境と調和のとれた食料システムの確立)

第3条 食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。

(環境への負荷の低減の促進) (抜粋)

第32条 国は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、環境への負荷の低減に資する技術を活用した生産方式の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

## 【食料・農業・農村基本計画】 (R7.4)

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 (抜粋)

クロスコンプライアンスの取組よりも更に進んだ環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換には、生産コストの増加、収量の不安定化、労力の増大、販路確保が困難であること等の課題がある。このため、2027年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じた仕組みとすること、支援対象となる環境負荷低減の取組及び支援水準は、その取組の普及状況や技術開発等に応じて定期的に見直しを行うことを考慮しつつ検討する。

# 1. 制度の概要 (2) 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要

- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。
- 有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援を実施。

## 対象となる取組

化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組

+

地球温暖化防止に効果の高い営農活動



等

+

生物多様性保全等に効果の高い営農活動



土壤中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献

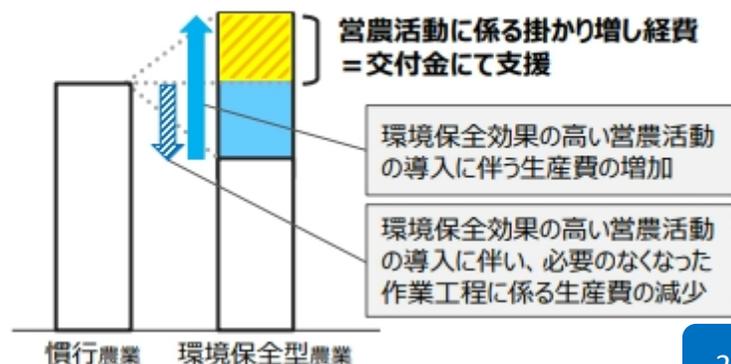
様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

## 交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)	取組拡大加算
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000	有機農業の栽培指導等によって増加した新規取組面積あたり 4,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>注1)</sup> に限り、2,000円を加算。		
	そば等雑穀、飼料作物	3,000	地域特認取組
堆肥の施用 <sup>注2)</sup>		3,600	交付単価は、都道府県が設定します。
緑肥の施用 <sup>注2)</sup>		5,000	注1) 土壌診断を実施するとともに堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施していただきます。
総合防除 <sup>注2)</sup>	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000	注2) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施していただきます。
	そば等雑穀、飼料作物	2,000	
炭の投入		5,000	

**!** 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

✦ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定



# 1. 制度の概要 (2) 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要

( )の数字は前年度予算額。以下、同様。

日本型直接支払のうち

## 環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 2,804 (2,641) 百万円】

### <対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

### <事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

### <事業の内容>

#### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686 (2,550) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 

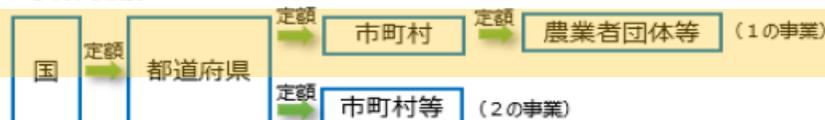
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
 

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

#### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118 (91) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

#### ▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 <sup>1)</sup>	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 <sup>2)</sup>		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用 (0.5t (水稲) 又は1t (水稲以外) /10a以上) する取組	3,600
緑肥の施用 <sup>2)</sup>		カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 <sup>2)</sup>	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や 交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用 (50kg又は500L/10a以上) する取組	5,000

注1) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に取り、2,000円を加算。

注2) 主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

#### ▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組 ※交付単価は、都道府県が設定します。 ※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

#### 【取組拡大加算】

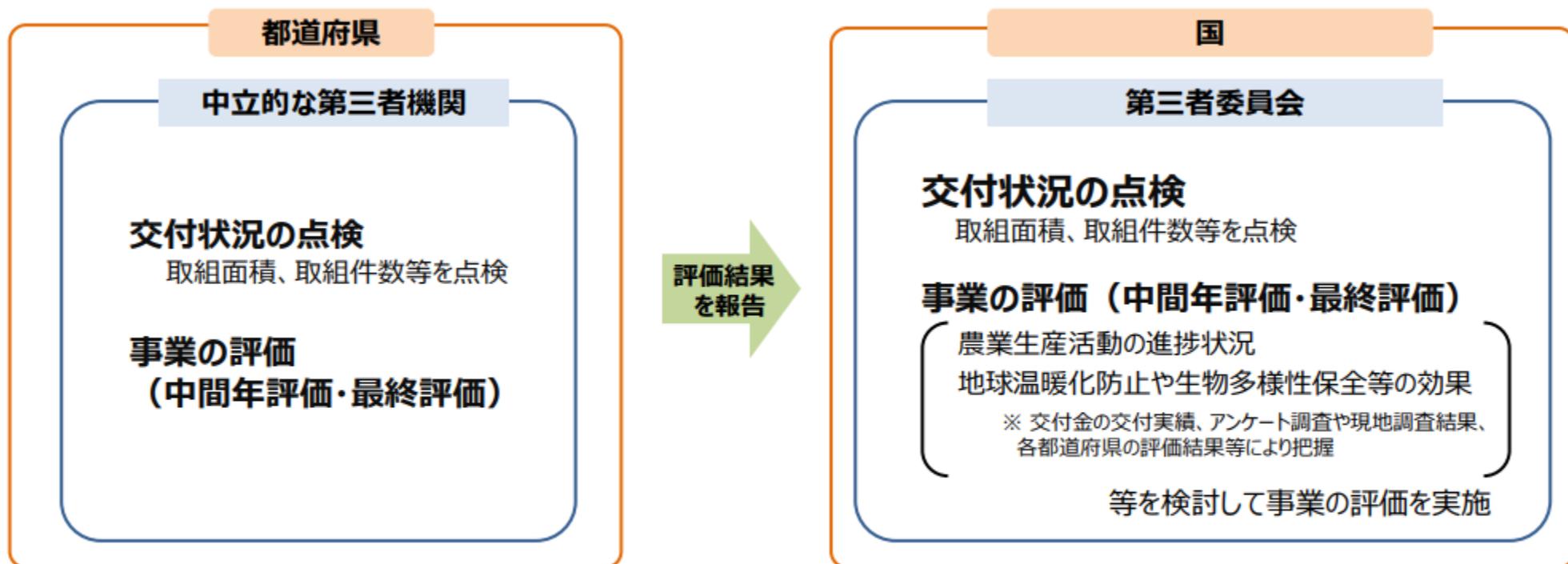
有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援 (交付単価：4,000円/10a)

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

# 1. 制度の概要 (3) 第三者機関による点検・評価

- 国及び都道府県は、交付等要綱に基づき、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置。
- 国は、都道府県における評価結果の報告を受け、第三者委員会において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施。



環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱 (該当部分)

## 第6 実施体制

- 1 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

# 1. 制度の概要 (4) 第2期からの変更点

## 取組メニューの変更

第2期			第3期		
取組メニュー	交付単価 (10a当たり)		取組メニュー	交付単価 (10a当たり)	
有機農業	12,000円		有機農業	14,000円	↑ 2,000円
堆肥の施用	4,400円		堆肥の施用	3,600円	
カバークロップ	6,000円	統合	緑肥の施用	5,000円	↓ 1,000円
リビングマルチ	5,400円		総合防除	4,000円	追加
草生栽培	5,000円		炭の投入	5,000円	
不耕起播種	3,000円	→ 廃止			
長期中干し	800円	→ 多面交付金へ移行			
秋耕	800円	→ 廃止			

## 取組要件の変更

水稻の取組では、メタン削減対策が追加。

対策の例：「長期中干し」「前年度の秋耕」「前年度の灌水不実施」

→ 県内では、西条市と宇和島市が該当（水稻カバークロップ）

# 1. 制度の概要 (4) 追加された取組メニュー

## 追加される取組メニューの概要

メニュー名	要件	
総合防除 4,000円/10a	① I P M実践指標項目の6割以上を実施 ② 次のうち1つ以上を実施	
	<table border="1"><tr><td>水稻 ・ 畦畔の機械除草</td><td>水稻以外 ・ 交信かく乱剤の利用 ・ 天敵温存植物の設置 ・ 天敵等生物農薬の利用</td></tr></table>	水稻 ・ 畦畔の機械除草
水稻 ・ 畦畔の機械除草	水稻以外 ・ 交信かく乱剤の利用 ・ 天敵温存植物の設置 ・ 天敵等生物農薬の利用	
炭の投入 5,000円/10a	購入炭又は自家製炭 50kg/10a以上 をほ場に投入	

- ・ どちらも「地域特認取組」から「全国共通取組」への格上げ。
- ・ 令和6年度まで、県内での取組事例なし。

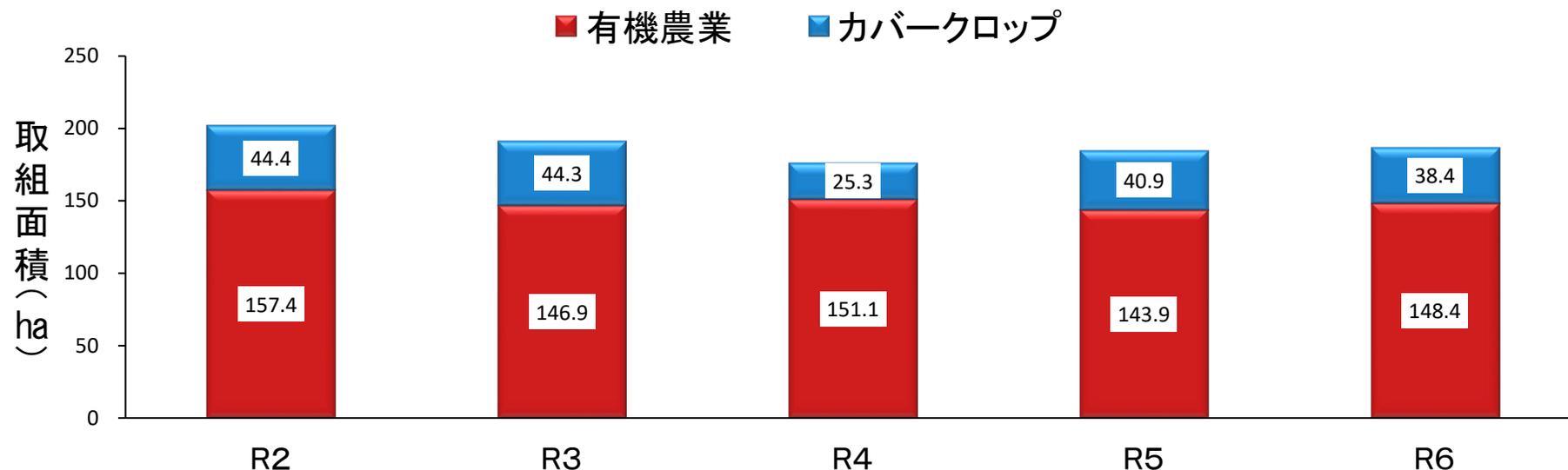
## 今後の制度見直し方針 (令和9年度以降)

有機農業	一定期間 (5年程度) の取組実施後、 <u>単価が減となる方針</u> 。
化学肥料・ 農薬不使用栽培	全国共通取組に格上げを検討 ※やむを得ず農薬散布した場合の救済措置として期待

## **2. 愛媛県内の実施状況**

## 2. 愛媛県内の実施状況 (1) 第2期実績

### 取組別 面積の推移



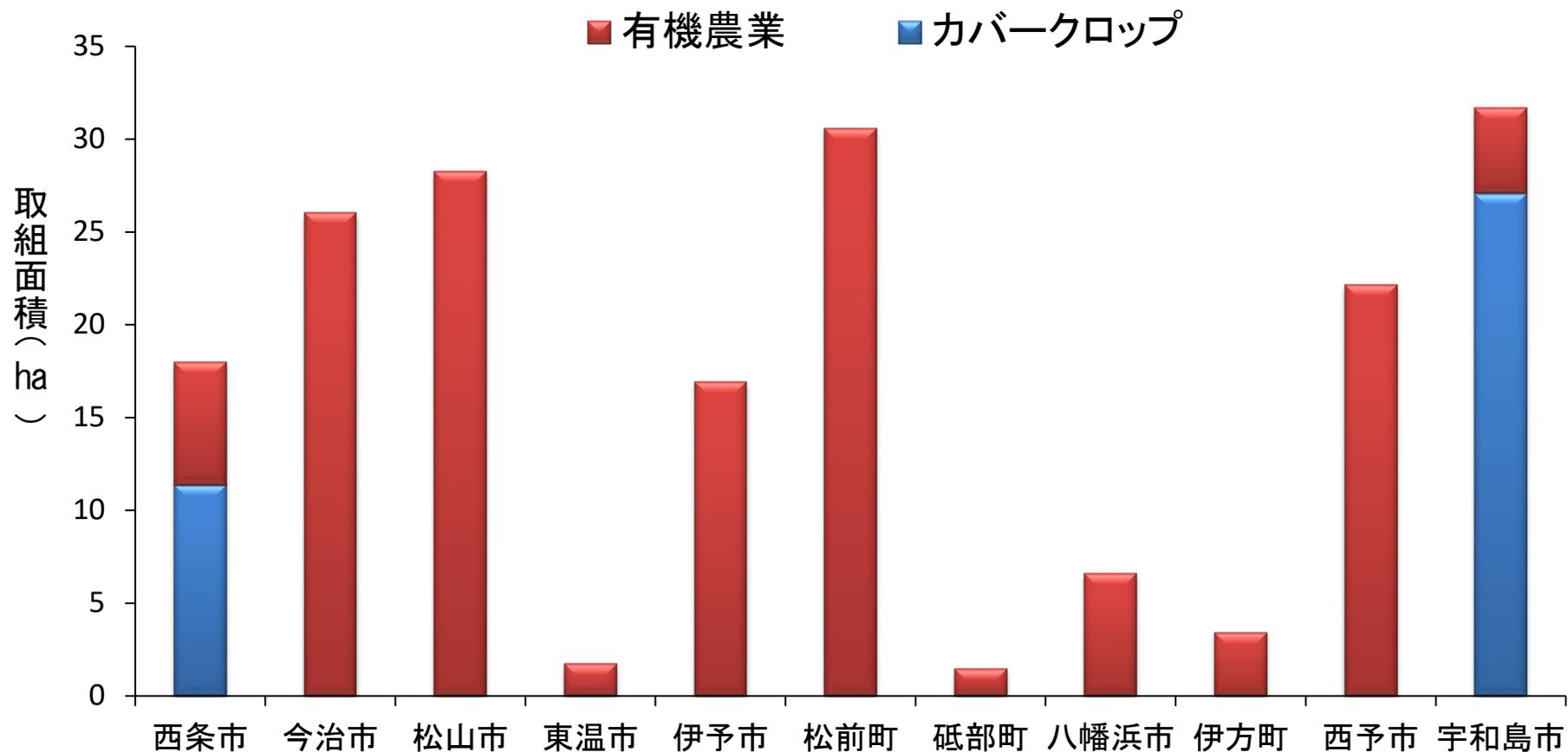
### 面積・金額等の推移

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R6
取組面積 (ha)	201.8	191.2	176.4	184.7	186.8
実施市町数	9	10	10	11	11
実施件数 (団体)	22	23	22	24	25
農業者数 (人)	83	83	80	87	92
交付金額 (千円)	21,547	20,421	19,863	19,841	20,329

・ 取組面積 → やや減少傾向    ・ 実施市町、件数、農業者数 → やや増加

## 2. 愛媛県内の実施状況 (2) 令和6年度の実施状況：取組別

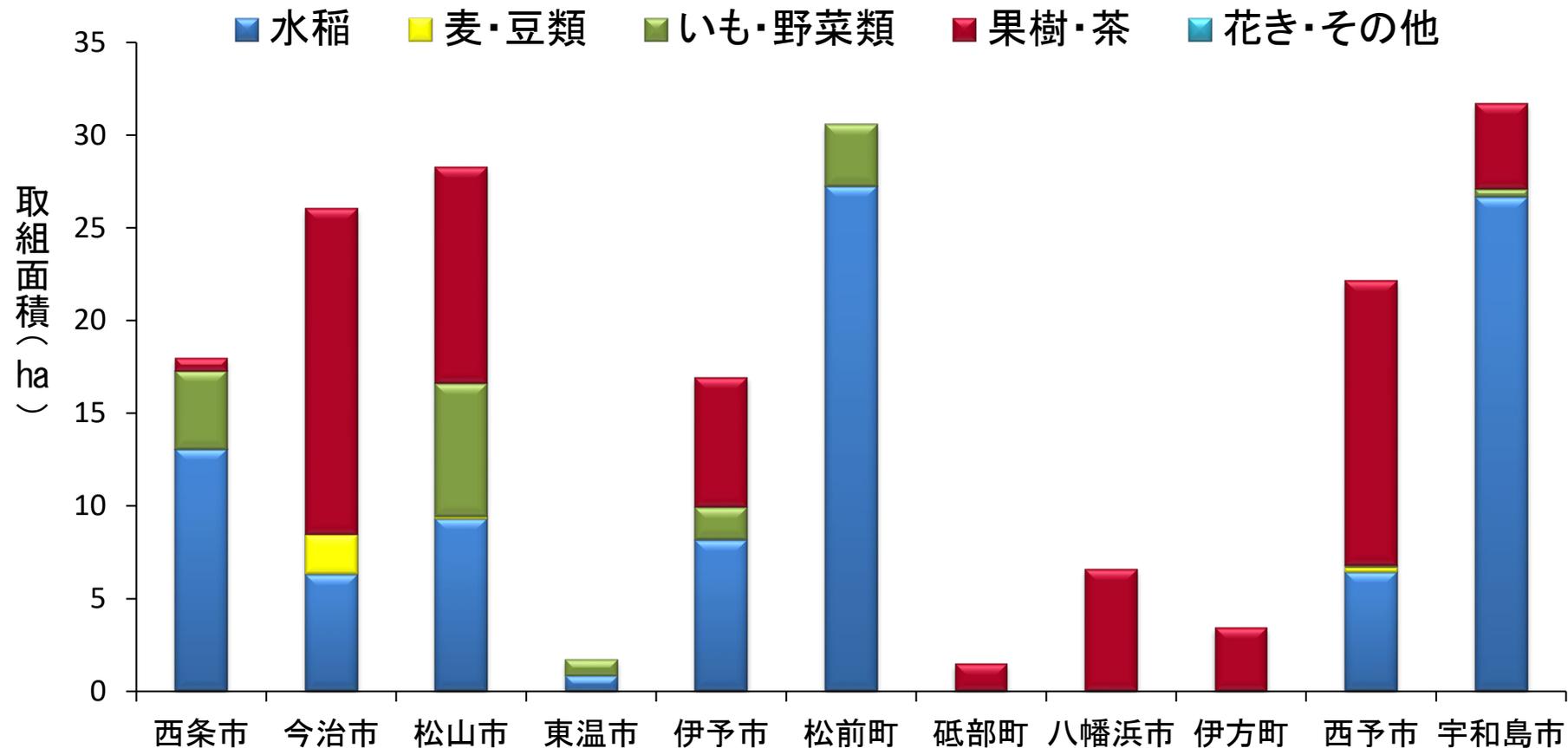
### 市町別取組状況 取組別



	有機農業	カバークロップ	合計
面積 (ha)	148.4	38.4	186.8
割合 (%)	79.4	20.6	

## 2. 愛媛県内の実施状況 (2) 令和6年度の実施状況：作物別

### 市町別取組状況 作物別

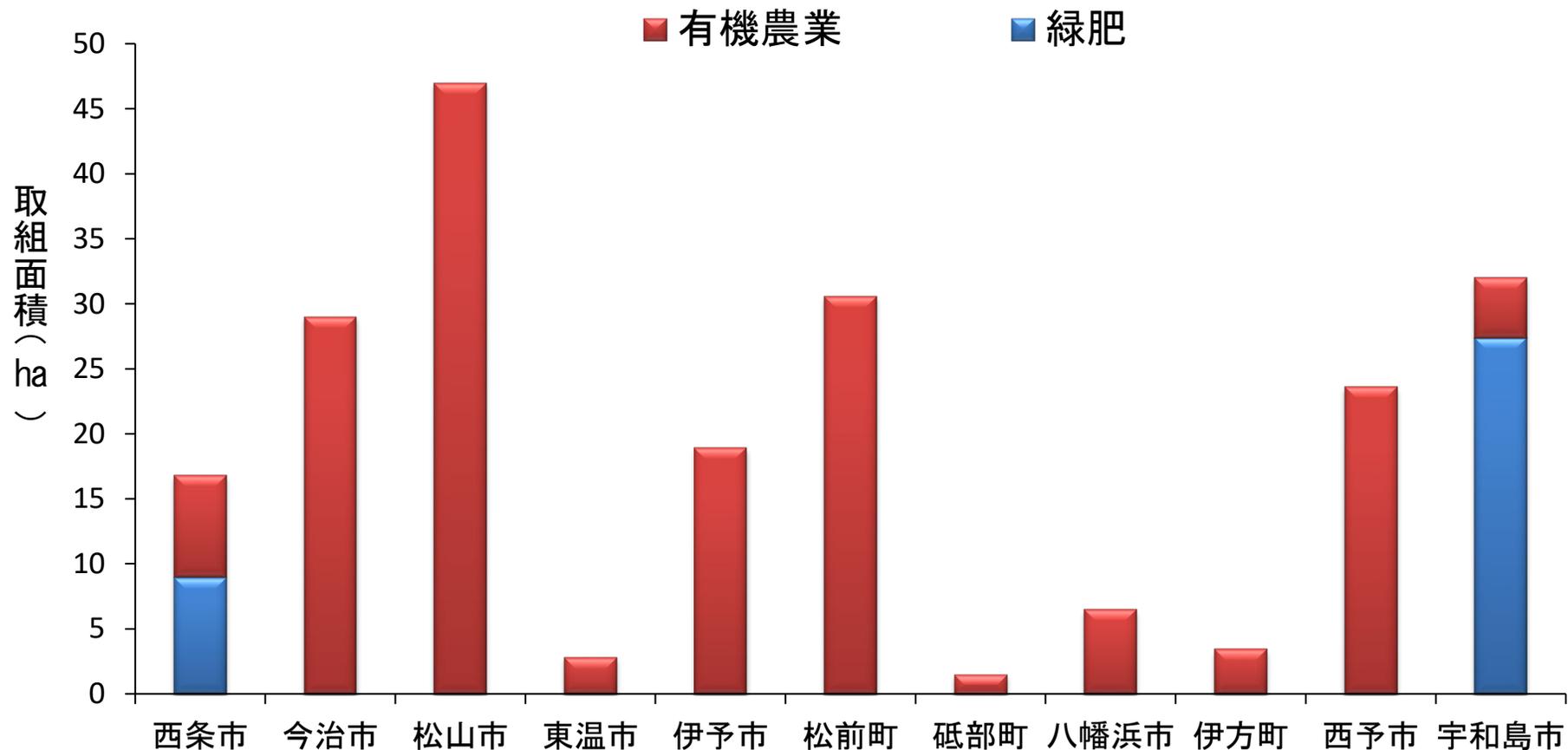


	水稲	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花・その他
面積 (ha)	98.1	2.5	17.9	68.4	0
割合 (%)	52.5	1.3	9.6	36.6	0

## 2. 愛媛県内の実施状況 (4) 令和7年度の申請状況

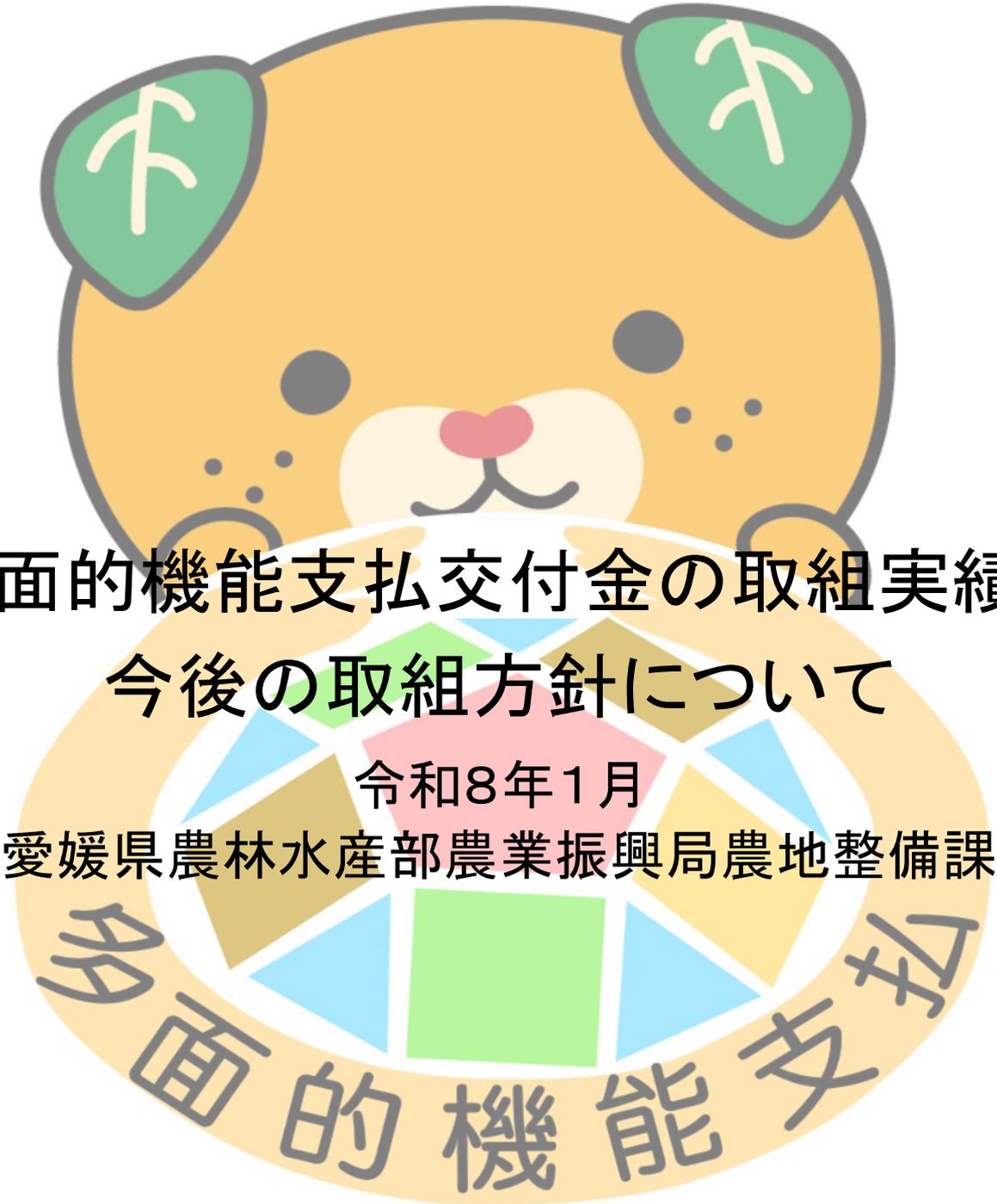
### 市町別取組状況 取組別

○令和7年7月時点の申請状況 211.3ha（有機農業175ha、緑肥36.3ha）



### ○令和7年度の特徴

松山市：新規2団体が取り組み



# 多面的機能支払交付金の取組実績と 今後の取組方針について

令和8年1月

愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課

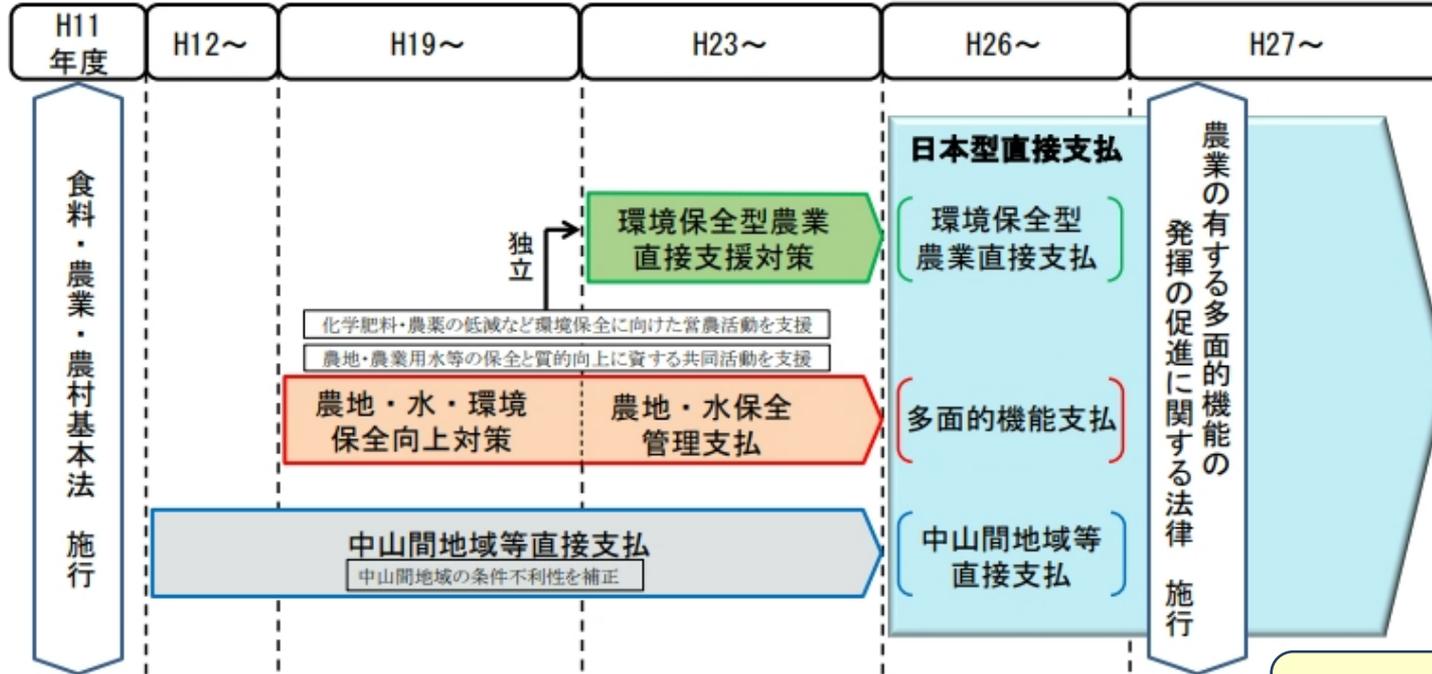
多面的機能支払

# 資料目次

1	多面的機能支払制度の概要	.....	1
2	令和7年度を取組状況について	.....	4
	（1）農地維持支払	.....	6
	（2）資源向上支払（共同活動）	.....	10
	（3）資源向上支払（長寿命化）	.....	12
	（4）加算措置への取組状況	.....	14
	（5）令和6年度末で活動を廃止した組織の分析	.....	15
	（6）組織の活動体制の強化に向けた取組	.....	16
	（7）令和7年度から活動開始（復活）した組織の分析	.....	17
	（8）中山間直接支払との重複状況	.....	18
	（9）その他（啓発活動・情報発信等）・参考資料	.....	19
	（10）令和7年度取組状況に対する総括	.....	24
3	令和8年度を取組方針	.....	25
	（参考）令和8年度における国の予算措置資料	.....	26

# 1 多面的機能支払制度の概要(1)制度の変遷

- 平成12年度より、中山間地域の条件不利を補填するため、我が国初の直接支払として中山間地域等直接支払を開始。
- 平成19年度より、農地・農業用水等の保全と質的向上に資する共同活動と、化学肥料・農薬の低減など環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策を開始。
- 平成26年度より、日本型直接支払（中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）を開始。
- 平成27年度より、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。



第Ⅰ期	第Ⅱ期						第Ⅲ期
平成26年度～平成30年度	令和元年度 (1年目)	令和2年度 (2年目)	令和3年度 (3年目)	令和4年度 (4年目)	令和5年度 (5年目)	令和6年度～	
第Ⅰ期	第Ⅱ期						第Ⅲ期
平成26年度～平成30年度	令和元年度 (1年目)	令和2年度 (2年目)	令和3年度 (3年目)	令和4年度 (4年目)	令和5年度 (5年目)	令和6年度 (6年目)	令和7年度～

令和6年度から第Ⅲ期が開始予定であったが、「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しの動向を踏まえる必要があることから期間を1年延長(令和6年度まで)し、令和7年度から第Ⅲ期が開始されている。

# 1 多面的機能支払制度の概要(2)

## 1 趣旨

地域の共同活動による農地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を支援することにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を推進するとともに、担い手への農地集積による構造改革を後押しする。

## 2 交付金の概要

	農地維持支払	資源向上支払 (農地維持支払と併せて実施)	
		共同活動	長寿命化
対象活動	<p>①地域資源の基礎的な保全活動 ・農地周辺の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等</p> <p>②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 ・将来も農地や水路等を維持管理するための調査や話し合い、保全管理構想作成等</p>	<p>①施設の軽微な補修 ・水路のひび割れ補修、農道の窪みの補修等</p> <p>②農村環境保全活動 ・景観植物の植栽、水質調査、魚類の生育環境改善等</p> <p>③多面的機能の増進を図る活動 ・遊休農地を活用した農業体験、鳥獣害防止施設の設置等</p> <p>※②、③はテーマや活動を選択して実施</p>	<p>①施設の長寿命化のための活動 ・老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新(素掘り水路からコンクリート水路への更新、未舗装農道の舗装など)</p> <p>※施設の長寿命化に取り組むことで、点検・維持管理作業の頻度低減や労力軽減にもつながる。</p>
	 【水路の泥上げ】	 【生態系保全】	 【水路更新】
	 【法面の草刈り】	 【景観植物】	 【農道更新】

# 1 多面的機能支払制度の概要(3)

	農地維持支払	資源向上支払	
		共同活動	長寿命化
交付単価 (円/10a)	田:3,000、畑:2,000、草地:250	田:2,400、畑:1,440、草地:240 ※活動して5年経過、又は長寿命化を実施する場合、単価は75%。 ※多面的機能の増進を図る活動を実施しない場合の単価は5/6。	田:4,400、畑:2,000、草地:400 ※活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施しない場合、単価は5/6。 1集落の交付上限額は200万円。
対象者	農業者のみ又は農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織	農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織	農業者のみ又は農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織
共同活動の②及び③の選択肢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・②農村環境保全活動(テーマを選択)               <ul style="list-style-type: none"> <li>a.生態系保全、b.水質保全、c.景観形成・生活環境保全、d.水田貯留機能増進・地下水涵養、e.資源循環の中から1つ以上選択</li> </ul> </li> <li>・③多面的機能の増進を図る活動(活動を選択)               <ul style="list-style-type: none"> <li>a.遊休農地の有効活用、b.鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化、c.地域住民による直営施工、d.防災・減災力の強化、e.農村環境保全活動の幅広い展開、f.やすらぎ・福祉及び教育機能の活用、g.農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化、h.広域活動組織における活動支援班による活動の実施(R7拡充)、i.水管理を通じた環境負荷低減活動の強化(R7拡充)、j.県・市町が特に認める活動の中から1つ以上選択し、合わせて広報活動・農的関係人口の拡大も実施。(中山間地域の広報活動は任意)</li> </ul> </li> </ul>		
加算措置 (円/10a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能の更なる増進に向けた活動【資源向上支払(共同)に加算】 田:400、畑:240、草地:40 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる組織が1取組以上追加又は新たに2つ以上に取組。</li> <li>・水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進【資源向上支払(共同)に加算】 田:400 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む。</li> <li>・組織の体制強化への支援(40万円/組織)←R7拡充 広域活動組織の設立と活動支援班の設置</li> <li>・環境負荷低減の取組への支援(みどり加算)←R7拡充 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減と環境負荷軽減の取組 長期中干し:800円、冬季湛水:4,000円等 ※環境保全型農業直接支払交付金から移行</li> </ul>		

## 2 令和7年度取組状況について(取組方針と対応状況)

### 【取組方針】

#### ① 地域と多様にかかわる人材の確保

##### ◆組織の体制強化を図るための取り組み推進

- ・活動組織間の連携促進
- ・農業者以外の共同活動への参画を促進
- ・多様な団体の参画促進

#### ② 既存組織の活動継続の支援

##### ◆活動終期を迎える組織の継続支援

- ・令和6年度末に活動終期を迎える193組織に対し、活動継続に向けた支援
- ・複数の多面的機能支払活動組織が連携した活動の促進
- ・土地改良区・JA等新たな事務委託先の開拓等組織体制の見直しの推進

#### ③ 畑(樹園地)地帯における実施率の向上

##### ◆カバー率の低い樹園地を中心とした推進

- ・中山間直払集落に多面的機能支払の併用を提案

#### ④ 事例の情報発信

##### ◆広報活動の実施

- ・県内で取り組まれている優良事例の現地調査

#### ⑤ 取り組みやすい制度への改善

##### ◆制度改善等の国への要望

- ・活動期間を柔軟に設定できる仕組みの導入
- ・シンプルな制度体系への見直し
- ・事務の簡素化による負担軽減

### 【対応状況】

#### ① 地域と多様にかかわる人材の確保

#### ② 既存組織の活動継続の支援

➢ 令和7年度の制度改正点や**事業推進方針**や**事業実施における留意事項等の説明会**を開催し、活動組織の的確な指導を市町へ依頼(5月)

➢ 各市町の**推進状況**や抱える課題等の意見交換を行うため、**各市町と個別ヒアリング**を実施(7月)

➢ 推進協議会・市町と連携し、**新規(復活)取組組織及び再認定組織の事業申請支援、活動終期を迎える組織への助言**の他、各市町での事務研修等を実施(19市町)

➢ 活動組織の**現地確認**を行い、取組のプロセス等を聞き取り、他の組織へ**横展開**できるような情報の提供

➢ 活動組織間の連携促進に向けて、**県が特に認める活動への項目追加**

#### ③ 畑(樹園地)地帯における実施率の向上

➢ 中山間直払と多面的機能支払併用のメリット等の紹介、推進

#### ④ 事例の情報発信

➢ 活動組織への事例調査を実施し、土地改良だよりや県HP等で活動内容を紹介

➢ 多面的機能支払中国四国シンポジウムの開催(2月)

#### ⑤ 取り組みやすい制度への改善

➢ 伊予市、八幡浜市で、8月に活動組織、農政局、県、市で意見交換会を実施。**シンプルな制度体系への見直しや作成書類数の削減等を要望。**

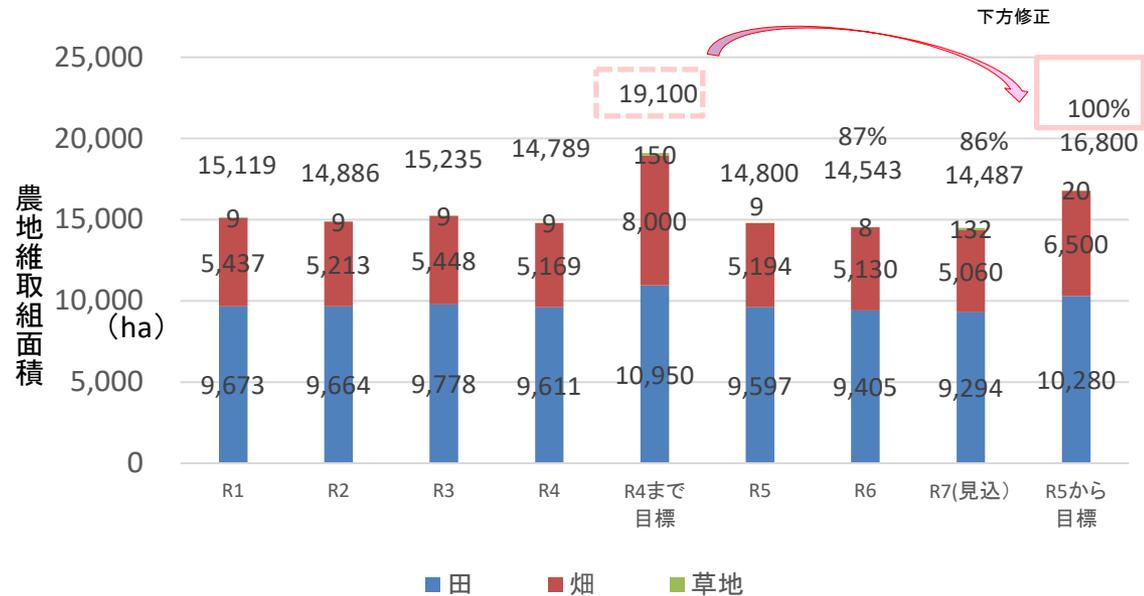
## 2-(1) 令和7年度取組状況について(取組目標と実施見込)

### 【取組目標と実施状況】

取組目標: 農地維持支払の取組面積16,800ha(農振農用地の約40%)※

→達成には、令和6年度実績見込から約2,250haの取組面積拡大が必要

区分	目標(R8)	見込(R6)	達成割合
田	10,280	9,294	90.4%
畑	6,500	5,060	77.8%
草地	20	132	目標達成
合計	16,800	14,487	86.2%



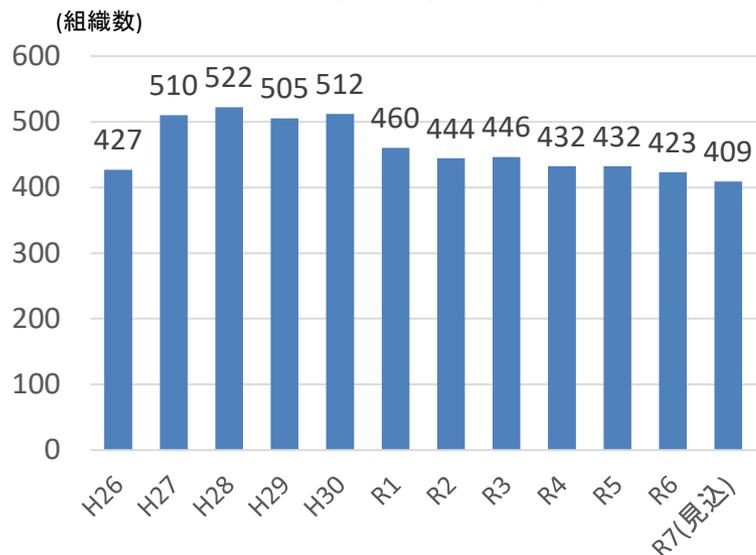
※目標値は、令和2年の農振農用地面積の約40%とし、期間をR5～R8に設定している。

- ・令和7年度の目標達成割合は86.2%となる見込み。
- ・令和7年度の実施見込みを地目別にみると、田については目標の90.4%であるのに対し、畑については目標の77.8%となっており、田に比べて依然達成率が低い状況となっている。草地については西予市で1組織が活動を再開したため、目標を達成。

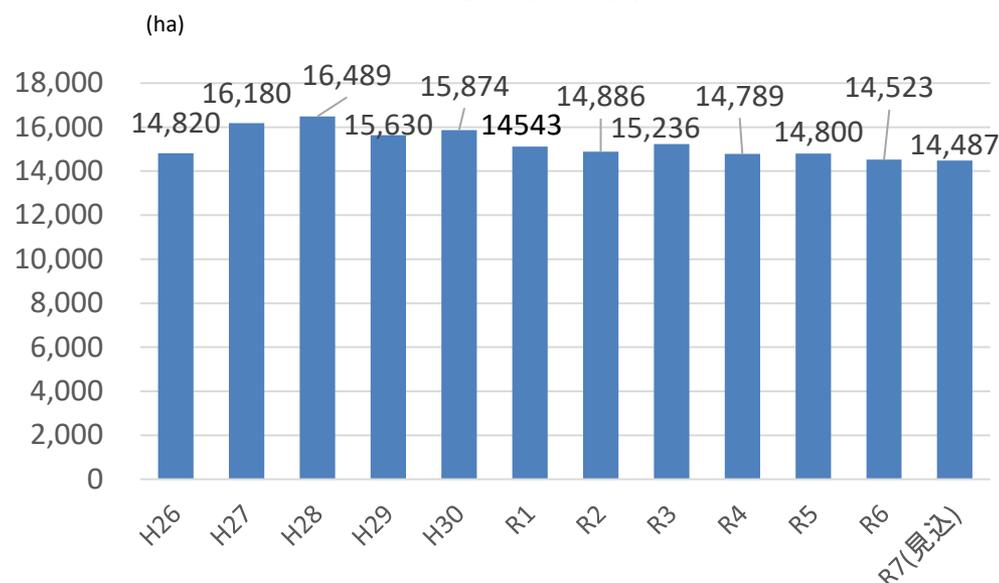
(※) 令和5年度の目標値の見直しは、令和4年度まで、平成23年度農振農用地面積の約40%にあたる19,100haを目標としていたが、農振農用地面積は、過去10年間で12%減少しており、目標設定基準としている平成23年の農振農用地面積は実際と乖離していることから、実情に合わせて下方修正したもの。

## 2-(1) 農地維持支払の活動実績 ①全体

### 1 活動組織数



### 2 活動面積

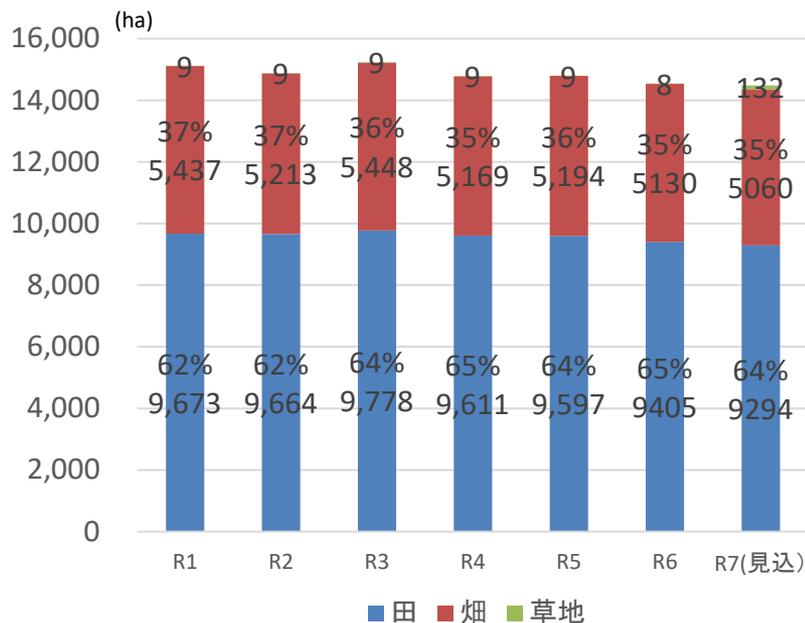


- ・新居浜市を除く19市町で実施しており、令和7年度の実施見込は、活動組織数が**409組織**（前年から14減（19廃止、3新規、2復活））、取組面積が**14,487ha**（前年比56ha減）。交付金額は**380,363千円**。
- ・令和6年度に活動終期を迎えた**193組織**のうち、**19組織が高齢化や役員のなり手不足等を理由に活動継続を断念**。一方で、伊方町、西予市で2組織が活動を再開し、今治市、西予市、宇和島市で3組織が新規に活動を開始した。（**3組織の取組面積合計約279ha**）

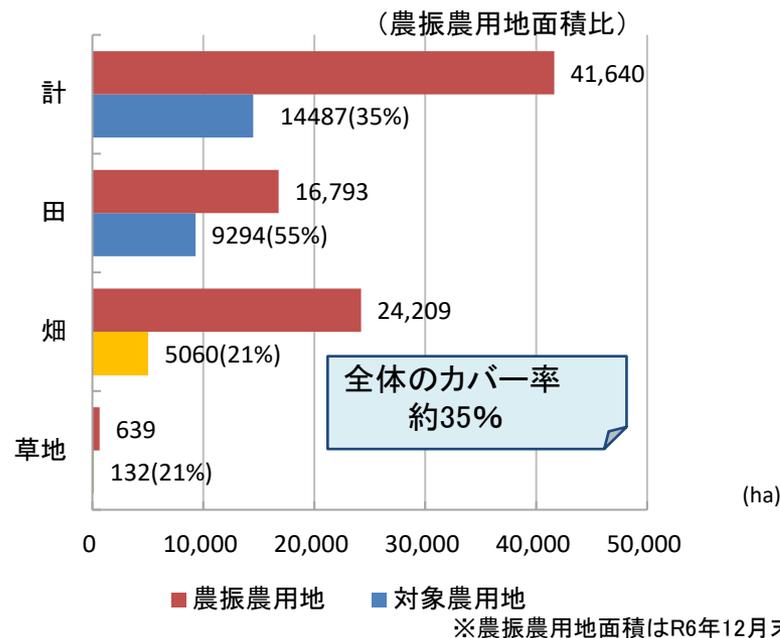
※令和3年度の組織数・面積増は、八幡浜市の中山間直払に取り組む組織が新たに活動に取り組んだことによるもの。

## 2-(1) 農地維持支払の活動実績 ②地目別

### 1 地目別取組面積



### 2 地目別カバー率

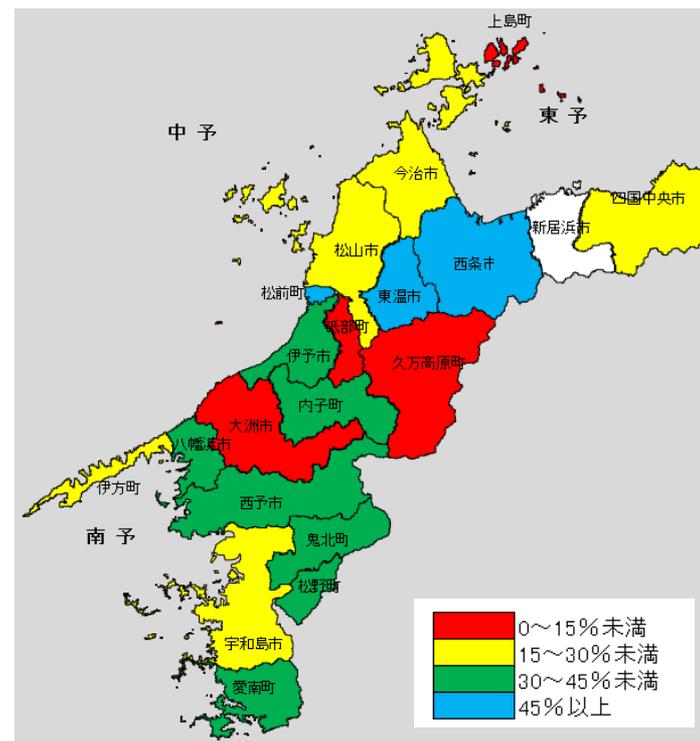


- ・地目別の取組面積は、田9,294ha、畑(樹園地含む)5,060ha、草地132haで、田の面積が全体の64%、畑が35%、草地在1%。
- ・前年度比では、田111ha減、畑70ha減、草地在124ha増となった。
- ・農振農用地に対するカバー率(R7認定農用地面積÷R6農振農用地面積)は、全体で34.7%、地目別では、田55%、畑21%、草地在21%。
- ・地目別カバー率は全国平均と比べると低いが、四国地方とは同水準となっている。  
(参考)全国の地目別カバー率(R6) (出典:令和6年度多面的機能支払交付金の実施状況(農林水産省))  
全国平均57%(田66%、畑46%)、中国5県45%(田53%、畑24%)、四国4県40%(田54%、畑21%)

# 2-(1) 農地維持支払の活動実績 ③市町別

## 1 取組面積(R7見込)とカバー率 (ha、%)

市町名	農地維持 取組面積	農振農用地			農振農用地 面積 (R6)	左のうち 畑の割合	カバー率
		田	畑	草地			
四国中央市	311	286	25	0	1,190	44%	26.1%
新居浜市	0	0	0	0	164	47%	0.0%
西条市	3,390	2,987	403	0	4,594	17%	73.8%
今治市	802	580	223	0	2,967	52%	27.0%
上島町	14	0	14	0	164	97%	8.2%
東予計	4,517	3,853	663	0	9,080	34%	49.7%
松山市	870	312	558	0	4,715	86%	18.5%
伊予市	802	556	246	0	2,022	55%	39.7%
東温市	932	896	37	0	1,345	11%	69.3%
松前町	538	511	27	0	693	0%	77.6%
砥部町	9	1	8	0	520	94%	1.8%
久万高原町	160	143	16	0	1,354	25%	11.8%
中予計	3,311	2,419	892	0	10,649	58%	31.1%
大洲市	166	86	80	0	2,405	63%	6.9%
内子町	483	166	317	0	1,363	70%	35.4%
八幡浜市	979	0	979	0	2,952	99%	33.2%
伊方町	376	0	376	0	2,464	100%	15.3%
西予市	2,226	1,369	732	124	4,954	47%	44.9%
宇和島市	1,521	719	793	8	5,241	78%	29.0%
松野町	178	160	18	0	538	33%	33.0%
鬼北町	353	315	37	0	804	11%	43.9%
愛南町	378	207	171	0	1,191	40%	31.7%
南予計	6,659	3,022	3,504	132	21,912	68%	30.4%
合計	14,487	9,294	5,060	132	41,640	58%	34.8%



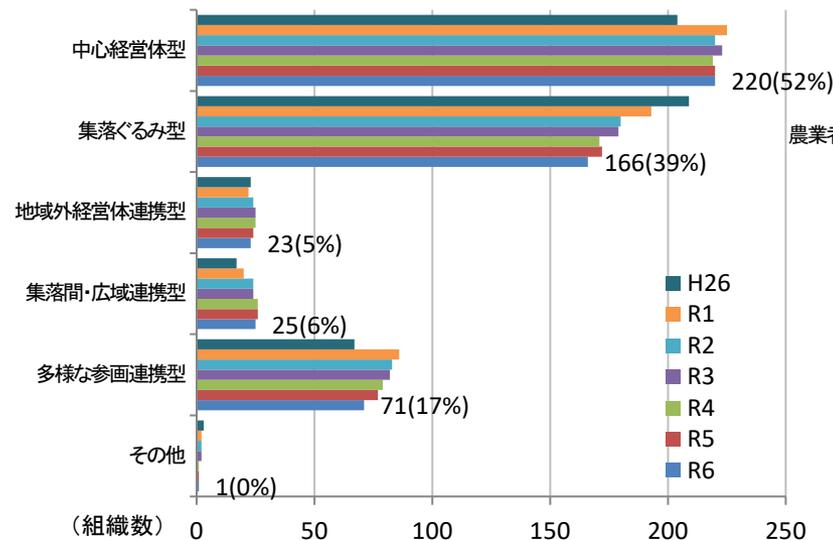
※農振農用地面積はR6年12月末現在。 荒廃農用地は含まない。表示単位未満は四捨五入しているため、計と内容が一致しない場合がある。

・各市町、地域における農振農用地に占める農地維持支払におけるの取組面積のカバー率は、東予地域が約5割であるのに対し、農振農用地に占める畑(樹園地)の割合が高い中予・南予地域は約3割に留まっている。

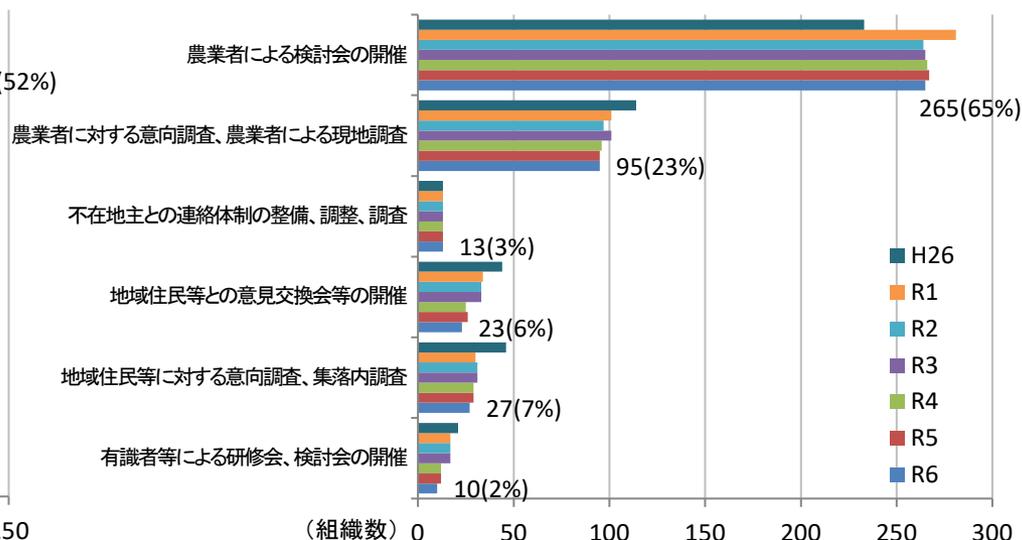
# 2-(1) 農地維持支払の活動実績 ④推進活動

## 1 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

(1) 地域資源の保安全管理の目標



(2) 実践する推進活動



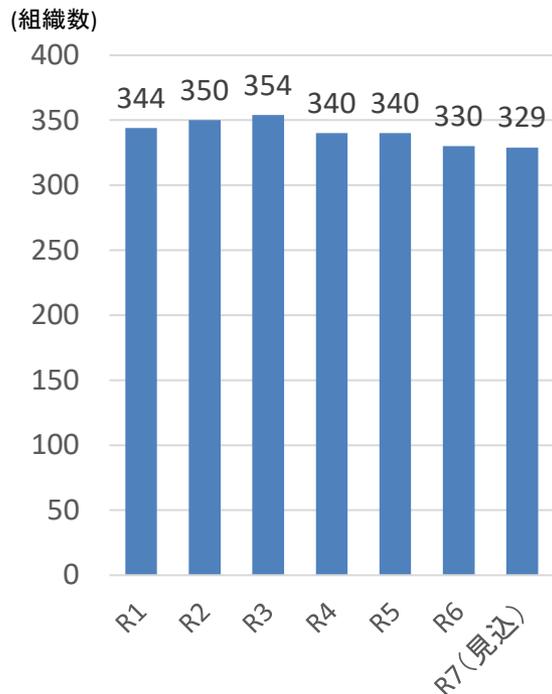
中心経営体型	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保安全管理を図る。
集落ぐるみ型	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保安全管理を図る。
地域外経営体連携型	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保安全管理を図る。
集落間・広域連携型	広域的な農地利用調整、近隣集落との連携、旧村や水系等での連携を図り、集落間の相互労力補完や広域的活動により保安全管理。
多様な参画連携型	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、多様な地域資源管理の担い手の確保により保安全管理を図る。

- ・ **保安全管理の目標**は、**中心経営体型が最も多く220組織**（51%）、次いで**集落ぐるみ型166組織**（39%）となっている。
- ・ **推進活動**は、**農業者による検討会の開催が最も多く265組織**（65%）、次いで**農業者に対する意向調査、農業者による現地調査が95組織**（23%）となっている。

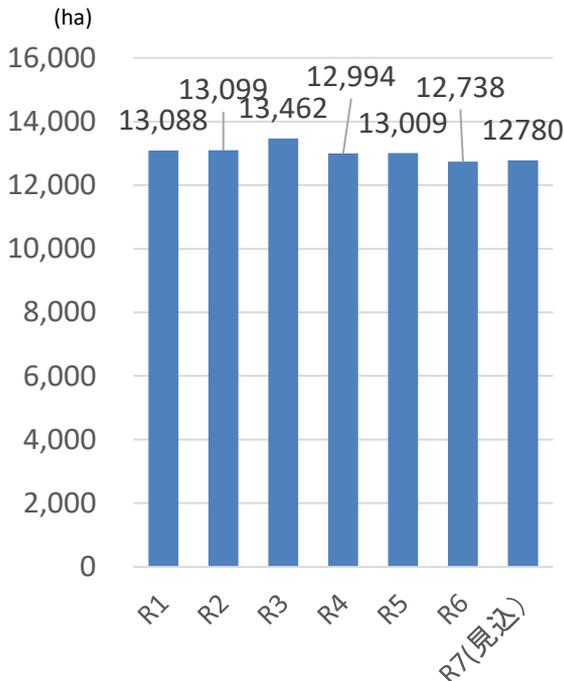
※ 保安全管理の目標、推進活動は、複数選択している組織がある。

## 2-(2) 資源向上支払(共同)の活動実績 ①全体

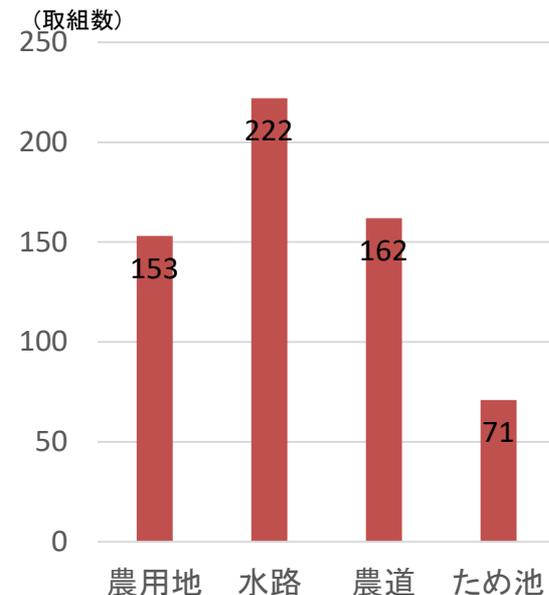
### 1 活動組織数



### 2 活動面積



### 3 活動内容 (施設の軽微な補修(R6))



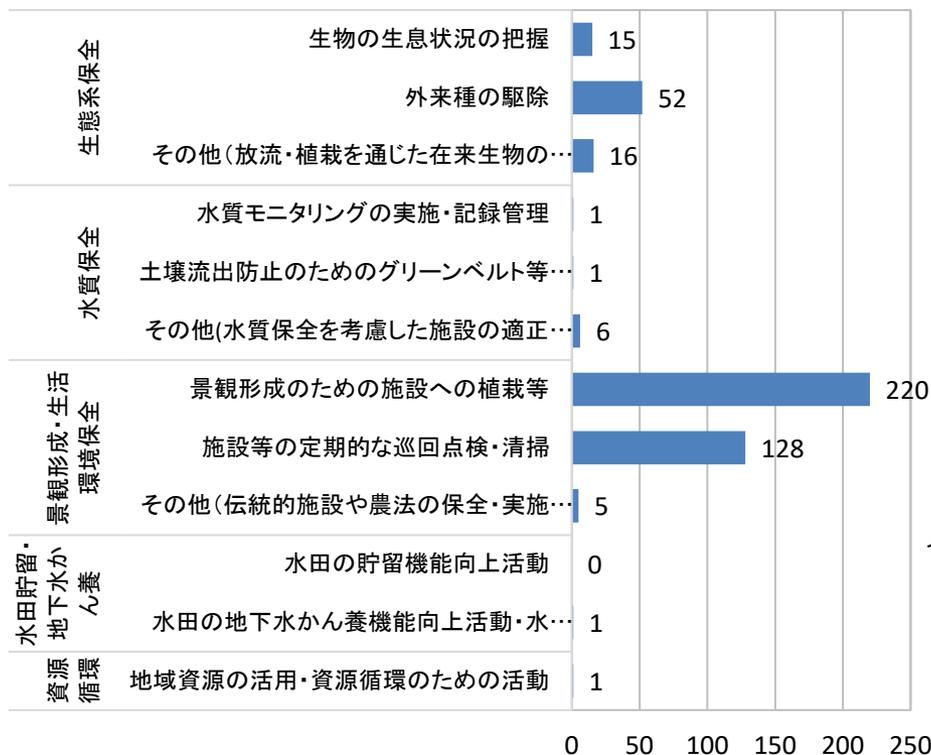
- ・新居浜市を除く19市町で実施しており、令和7年度の実施見込は、活動組織数が**329組織**(前年から1減)、取組面積が**12,780ha**(前年比**42ha増**)。交付金額は**183,248千円**。
- ・令和7年度は、新規及び復活組織が共同活動も併せて実施したこともあり、全体で42ha増となった。
- ・活動内容のうち、施設の軽微な補修については、**水路の補修に取り組んでいる組織が222組織で最も多く**(活動組織の67%)、次いで農道の補修、農用地の補修となっている。

## 2-(2) 資源向上支払(共同)の活動実績 ②活動内容

### 3 活動内容

#### (2) 農村環境保全活動(R6)

(取組数)



#### (3) 多面的機能の増進(R6)

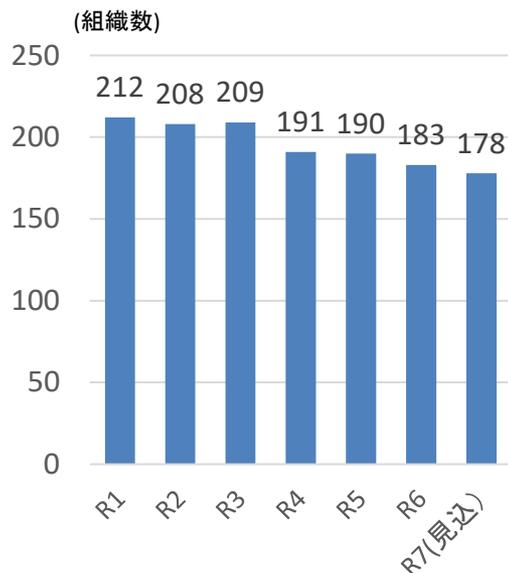
(取組数)



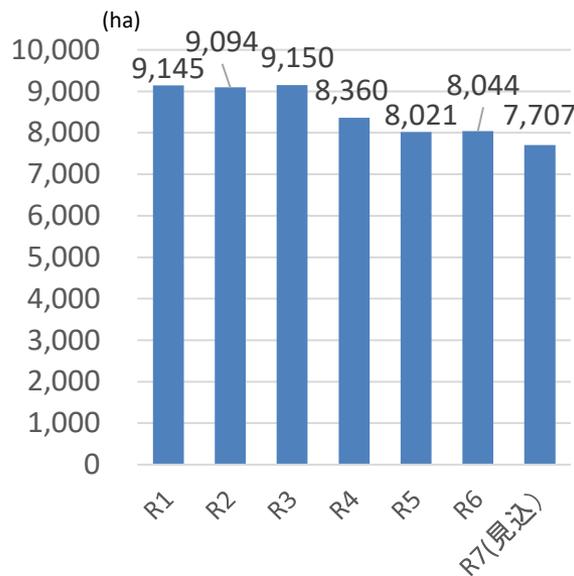
- ・ **農村環境保全活動**(取組総数446)では、**景観形成・生活環境保全**のうち**景観形成のための植栽等**(220組織)、**施設等の定期的な巡回点検・清掃**(128組織)、**生態系保全**のうち**外来種駆除**(52組織)などを実施。
- ・ **多面的機能の増進**を図る活動(取組総数118)では、約8割を占める90組織が「**農村環境保全活動の幅広い展開**」を選択。

## 2-(3) 資源向上支払(長寿命化)の活動実績 ①全体

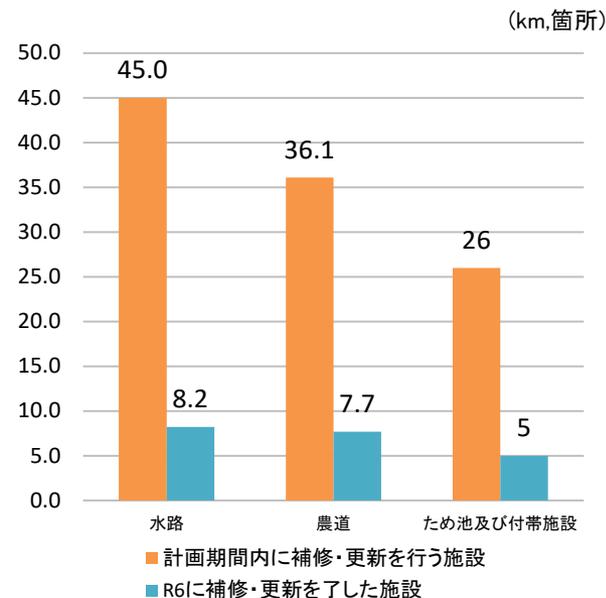
### 1 活動組織数



### 2 交付面積



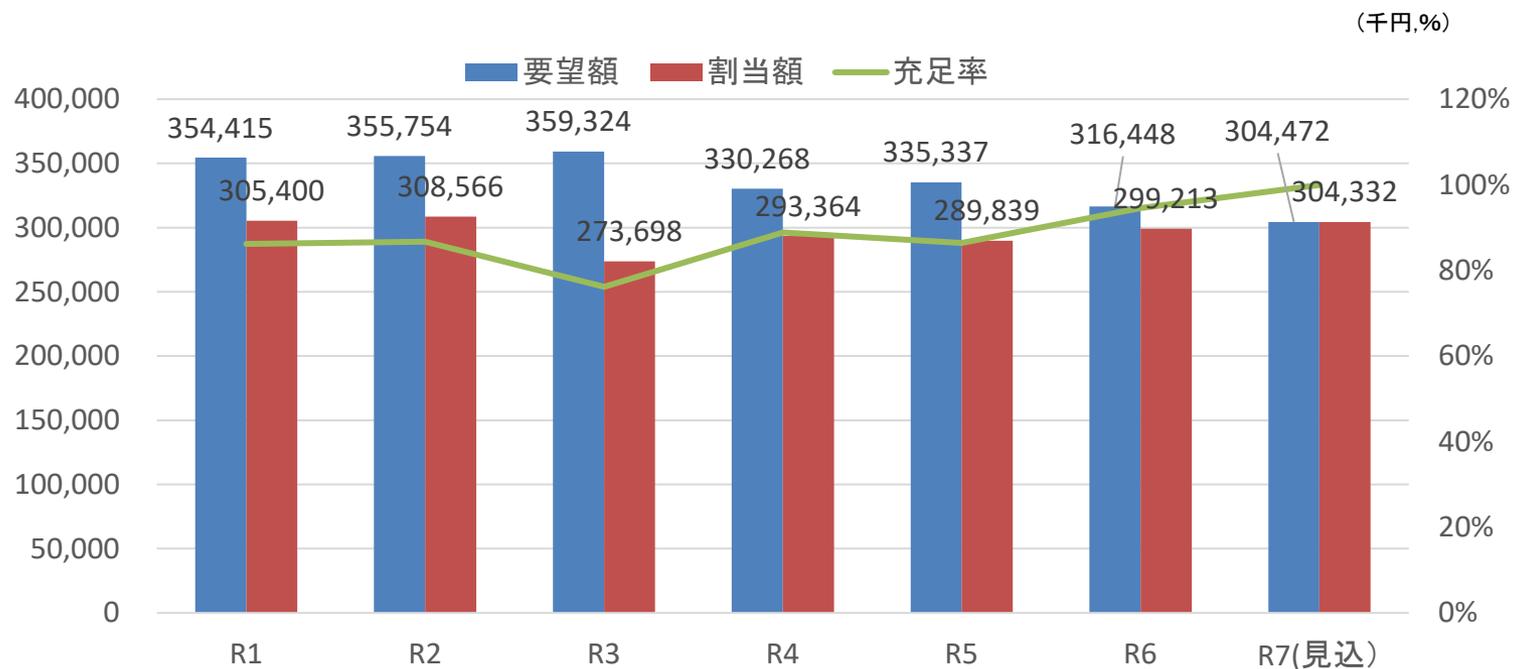
### 3 取組内容



- ・素掘り水路からコンクリート水路への更新、未舗装農道の舗装など、施設の**長寿命化に取り組むことで、点検・維持管理作業の頻度低減や労力軽減に繋げている。**
- ・13市町において実施しており、令和7年度の実施見込は、活動組織数が**178組織**(前年比5組織減)、交付対象面積が**7,707ha**(前年比337減)となっている。交付金額は、**304,332千円**となった。
- ・令和6年度時点で、各活動組織が**補修・更新を計画している施設は、水路45.0km、農道36.1km、ため池26箇所**。そのうち、令和6年度中に補修・更新した施設は、水路8.2km、農道7.7km、ため池5箇所。

## 2-(3) 資源向上支払(長寿命化)の実績 ②予算割当状況

### 4 要望額と割当額



- ・全国的に長寿命化の要望量が多いため、近年は、**国交付金が、活動組織の要望額に満たない状況**が続いているが、本県については、過去5年間における国予算額の充足率は概ね80～90%で推移している。
- ・今年度については、99.95%となった。

## 2-(4) 加算措置への取組状況

### 加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援（増進加算）

多面的機能の増進を図る活動（P6）に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

地目	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。

※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。



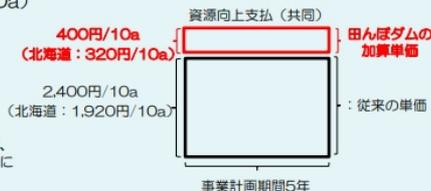
### 加算措置 ②水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援（田んぼダム加算）

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

・事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上で「田んぼダム」に取り組むこと 等が要件

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

地目	都府県	北海道
田	400	320



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

農林水産省資料 抜粋

・県内では、3市で3組織が加算を活用

R6: 1市1組織 → R7: 3市3組織

（令和7年度 再認定2組織が新たに加算を活用）

・令和7年度から、西予市の1活動組織（認定農用地面積：約23ha）が県内で初めて多面的機能支払交付金の加算措置を活用して、約17haで田んぼダムに取り組んだ。

西予市では、肱川水系流域治水プロジェクトの一環として、令和4年度から実証実験していたが、取組面積が拡大し、加算要件を満たすようになったことから、令和7年度より1組織が活用することになった。

## 2-(5) 令和6年度末で活動を廃止した組織の分析

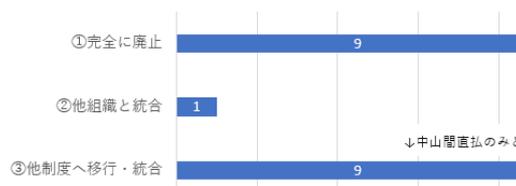
### 【廃止した組織の概要】

- ・組織数：19組織（6市町）
- ・対象農用地：約195ha  
（最大28.3ha、最小2.5ha）
- ・事業費：約5,900千円  
（最大1,703千円、最小50.6千円）
- ・交付面積規模（～10ha未満：11組織、10ha～20ha：5組織、20ha～30ha：3組織）
- ※R6年度末で423組織のうち、193組織が活動終期を迎えている

### 活動を廃止した理由



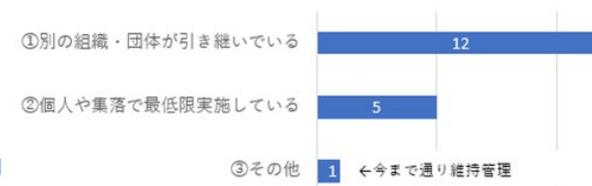
### 廃止した形態



### 活動再開の可能性



### 活動廃止後の維持管理の状況



- ・廃止した活動組織は、小・中規模が多く、理由としては、構成員の高齢化や役員・リーダーの不足等人材不足等が理由となっている。その他、地域内の合意形成が整わなかったこと、活動継続に向けて他組織との連携を考えたものの話がまとまらず、活動を断念したという組織もあった。また、役員の仕事負担等から中山間直払のみに変更したという組織も多かった。
- ・今後の活動の再開については、地区の出身者等若年層が戻ってくるなど人数がそろえば考えたいとの意向。
- ・活動廃止後も、いずれの地域においても、維持管理活動を継続していた。

## 2-(6) 組織の活動体制の強化に向けた取組

### 【背景】

農村の**人口減少・高齢化が進む**中、小規模組織を中心に体制維持が厳しい状況になっており、国では、組織の広域化等が進められているが、本県では、広域化には難色を示す組織が多く、広域化がなかなか進んでいない。

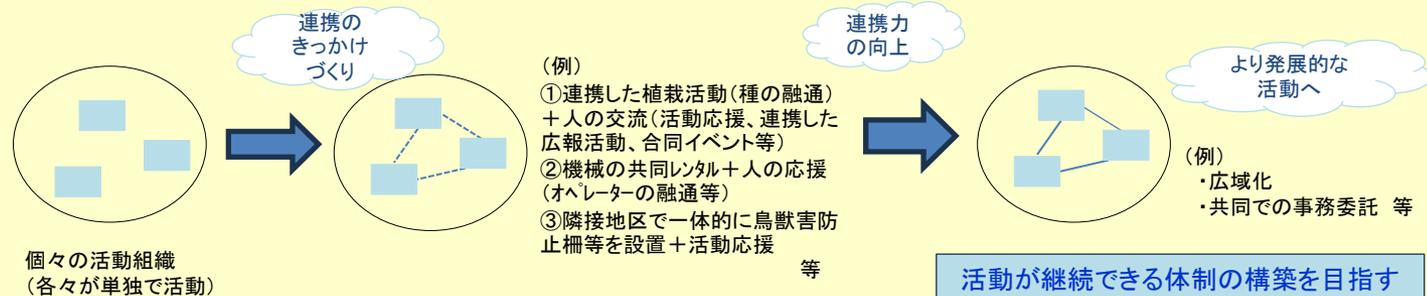
そこで、県では、広域化への足掛かりとして、まずは**組織間の連携を促すことが必要と考え、その促進を図るため**、実施要綱に基づく県基本方針に新たな項目を位置付けることをR6年度から検討。

### 【新たに可能となった支援】 ※R7年度変更

○県が特に認める活動として

新たに「**複数の活動組織等が連携した活動**」を追加

⇒これにより、活動要件が整えば、複数間の活動組織で連携に取り組む組織は、交付額のメリットを受けることが可能とした。



### 【今後の対応】

・活動組織が有効に活用できるように、活動連携のイメージ提案を行う等各組織の実態に応じて選択ができるように、市町、推進協議会と連携しながら、取組の推進・啓発を行っていく。

## 2-(7) 令和7年度から活動開始(復活)した組織の分析

### 【活動組織の概要】

- ・組織数:5組織(4市町)(新規3組織、復活2組織)
- ・対象農用地:合計約280ha(内訳:田:約13ha、畑:約143ha、草地:約124ha)

### ●活動を開始したきっかけ

- ・中山間直払と多面的機能支払を併用による地域で活用できる交付金額の増額メリットを。活用するため開始(鳥獣被害対策等へ有効活用等)
- ・草刈りや水路管理等に要する経費や労力が増加し従来の自主的な取り組みだけでは困難と感じ、取組を開始。

両制度の活用による  
メリットを有効活用

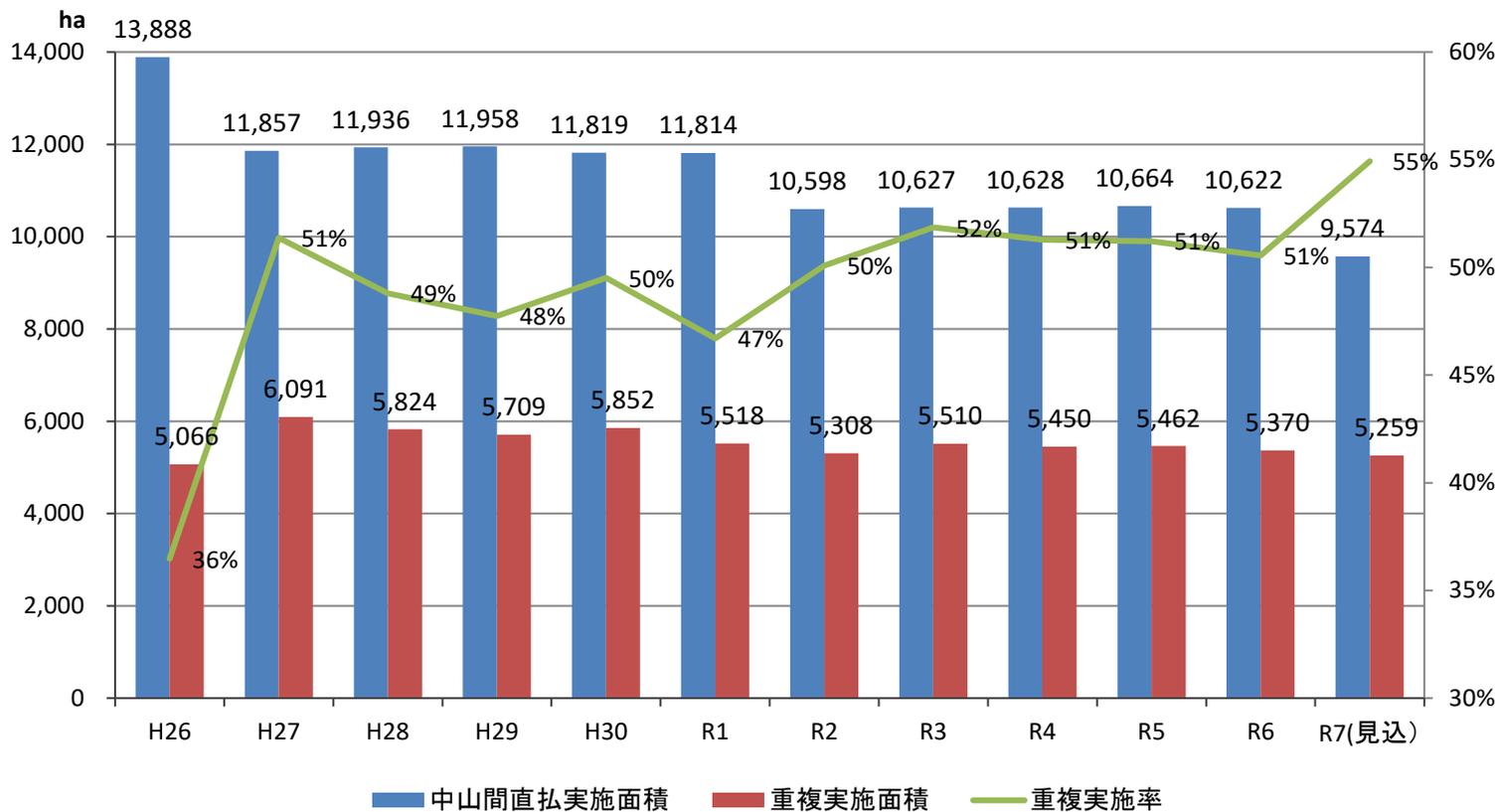
水路の修繕等にも  
活用できよかった等  
の感想あり

- ・1年間だけ活動を休止したが、地域内で復活の声が多く出てきたため、復活した。
- ・役員や事務担当者の負担等が大きいことから活動をやめたが、行政からの働きかけがあり、再度、地域で話し合った結果、体制が整ったため復活が実現した。



今後も、機会があるごとに、中山間直払と多面的機能支払併用のメリット等の紹介のほか、事業制度のPRや活用方法等を分かりやすく紹介していくことが必要

## 2-(8) 中山間直接支払との重複状況



- ・中山間直払実施面積の**半数程度**で農地維持支払が実施されている。
- ・ ※令和2年度、令和7年度の重複実施率の上昇は、いずれも中山間直払の対策移行年であり、中山間直払の実施面積が減少したことによるもの。

# 2-(9) その他(啓発資料及び事例紹介など)

## 【啓発用チラシ】

## 【県内の活動組織の事例紹介】

### 多面的機能支払制度に取り組む皆様へ

#### 渇水時における応急措置について

多面的機能支払制度では、農地維持活動における異常気象時の対応として、渇水対策(応急措置)に交付金が活用できます。

#### 活動範囲

- 番水等(渇水時の排水管理)の点検見回り
- 農地(田面、畦畔)の亀裂防止等のために行う、水の補水作業



応急措置として、移動式ポンプ等による配水が可能

#### 主な支援対象 \*営農目的の支出は対象外

- 番水や補水作業に対して支払った日当
- 資材の購入代、ポンプや散水車等のリース代
- 光熱費、燃料代

#### 留意点

- ①組織内の合意が必要(議事録等の保存)
- ②実績報告が必要(渇水対応の作業日報や活動写真等の保存)
- ③対象農地や水路は、活動計画書に位置付けられたもの
- ④他の補助事業との重複不可
- ⑤応急措置を実施した場合でも、活動要件を全て満たすことが必要

ただし、⑤については、「甚大な自然災害」の場合、特例措置\*の適用が可能です。(\*渇水の応急措置を行ったため、計画していた活動ができず、活動要件を満たすことが困難となっても、交付金の返還は免除されます。) 令和7年度の渇水は、「甚大な自然災害」として取り扱われます。 応急措置をご検討の際は、市町の担当課までご相談ください。

#### 問い合わせ先

- 県庁 農地整備課計画調整グループ (089-912-2549)
- 各市町村 多面的機能支払制度担当課



### 交付金の活用方法について紹介



#### 多面的機能支払交付金 活動事例紹介

～ みんなで育む豊かな地域コミュニティ ～

##### 1.組織の概要

和田丸環境保全の会は、東温市の山間部で活動する組織です。この活動組織は、令和元年度から交付金活動を開始しており、今年で7目となります。現在活動を行う対象農地は、約15.1ha(田約14.2ha 畑 約0.9ha)で、農地維持、資源向上(共同)に取り組んでいます。

##### 2.地元小学生が稲刈り体験!地域交流を深める

活動組織では、5年ほど前から地元にある東温市立西谷小学校と稲作を通じて交流を深めており、今回は6月上旬に児童たちと田植えを行った水田で、稲刈り体験を行いました。

収穫したお米は後日、児童に配布される予定で、参加した児童からは、「美味しいお米を家族に食べてもらいたい」と収穫への意気込みを語っていました。

稲刈り体験を終えた児童からは、「初めての稲刈りは難しかったけど、地域の人たちのおかげで、できるようになって嬉しかった」、「稲を刈るときの「ザクッ」という音が気持ちよかった」など様々な感想が寄せられました。

また、体験会では、稲作の年間スケジュールや病害虫対策、農業機械などの紹介も行われ、密、興味津々に耳を傾けていました。

組織の代表は「この体験を通じて、農業に魅力を感じてもらい、将来の農業を支える人たちに育ってほしい」と嬉しそうに、児童の頑張る姿を見守っていました。

##### 3.地域が一体となって、和田丸の活動が広がる

同地域では、稲作体験のほか、幼稚園児にお米を振る舞ったり、県内の農産物販促イベントに出店したりするなど、地域のメンバーで協力し合いながら様々な活動を行っています。

また、組織の中には「和田丸」の名前をもっと多くの人に知ってもらうため、「和田丸」の名前が入ったTシャツを制作し、イベント参加時に着用するメンバーがいるなど、地域への愛情と誇りが感じられる活動組織でした。



### 活動の横展開に向けた広報活動

#### 多面的機能支払交付金 活動事例紹介

～ 地域とともに、ひまわりの植栽活動 ～

協議会は、伊予市の市街地近郊で活動組織は、平成21年度から交付金活動を「年目」となります。現在活動を行う対象約14.0ha(畑 約1.4ha)で、農地(寿命化)のすべてに取り組んでいます。

##### 地域交流

県の転入者増加等により、農業者と非農業者。そのような中、地域内の交流の場の創出が実施されています。また、その保護者、高齢者等約100名が参加しました。当日は、町人たちが次々に集まってきて、この話を感じました。参加者は、「毎年で参加しました」と様々でしたが、受けなが、手際よく作業をし、今でも楽しみにされていました。さんも「今年も、多くの子どもたちが参加が認められてよかった。よい体験になったのではないかと」顔をほころべていました。

さらに、この地域では、毎年、ひまわりの咲く時期に併せて地区の夏まつり「七夕ちようちんまつり」(約700名参加)を開催しているとのことで、お祭りを通じてさらなる交流を図っているようです。

##### 3.地域とともに

同地域では、ひまわりを通じた交流活動の他、年2回の水路・農道の清掃等農業施設の保全管理活動についても、非農業者の協力を得て一緒に行っています。

組織代表は「今後も、これらの活動を通じて、地域住民の農業や環境保全活動の重要性についての理解が深まり、地域みんなが農業資源を守っていくことができれば」とお話されていました。



## 2-(9) その他(表彰事業への推薦・シンポジウムの開催)

### 令和7年度 多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長表彰 推薦組織(愛媛県)

#### 【多面的機能支払】

#### 「榎谷地域資源保全会」(大洲市)

- (1) 認定農用地面積: 6.7ha  
(田: 4.9ha、畑: 1.8ha)
- (2) 組織構成:  
1集落(農家7戸、非農家2戸)  
開水路: 1.8km、農道: 5.0km



#### 【組織の概要】

本組織は、大洲市の壺神山の中腹500mに位置する中間農業地域で、「天空の隠れ里」とも称される榎谷棚田を中心に平成27年度から活動を開始しました。平均傾斜勾配20%の200枚を超える棚田は、美しい曲線から成るすり鉢状の奥行きのある景観が特徴で、令和3年度に農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に認定されています。

#### 【主な取組内容】

- 過疎・高齢化が進み、農業者のみでの農地維持が困難になってきたため、地域内外の有志により結成された「榎谷棚田保存会」と協力して、「棚田オーナー制度(H27~)・棚田トラスト制度(H30~)」の取組を地域一体で推進し、都市住民を巻き込んだ形で棚田の保全管理を行い、土壌侵食・土砂崩壊防止や景観保全などの多面的機能を維持しています。
- 棚田を貴重な地域資源と捉え、棚田の持つ美しい景観等の魅力をPRするため、交流イベント「榎谷棚田のさんかん日(R3~)」の開催や、見晴台・棚田展望台の整備、榎谷棚田米のブランド化、棚田カード・HP・SNSの活用、棚田風景のカレンダー作成など、集落外の住民・組織との交流を推進して、農村関係人口の増加による地域活性化に取り組んでいます。
- コスモス、フジバカマ、ヒガンバナを棚田法面や花壇に植栽する景観形成活動に取り組んでおり、9月中旬から10月中旬にかけて渡り蝶として知られるアサギマダラが棚田周辺のフジバカマ花壇に飛来して、100頭以上が乱舞する光景は圧巻で、毎年、多くの見物客が訪問します。



農道の草刈り・清掃活動



田植体験時の指導・援助



榎谷棚田の風景

- ・令和7年度多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長表彰において、本県から推薦した「**榎谷地域資源保全会**」(大洲市)が、優秀賞を受賞。
- ・同組織は、棚田を貴重な地域資源として、地域で榎谷棚田保全会を結成し、地域一体での農地維持や保全活動のほか、棚田オーナー制度やトラスト制度などによる多様な人材の参画や都市住民との交流活動等、農村の魅力発信や地域農業の維持・活性化に大きく貢献している点が評価された。

令和8年2月12日

「令和7年度多面的機能支払

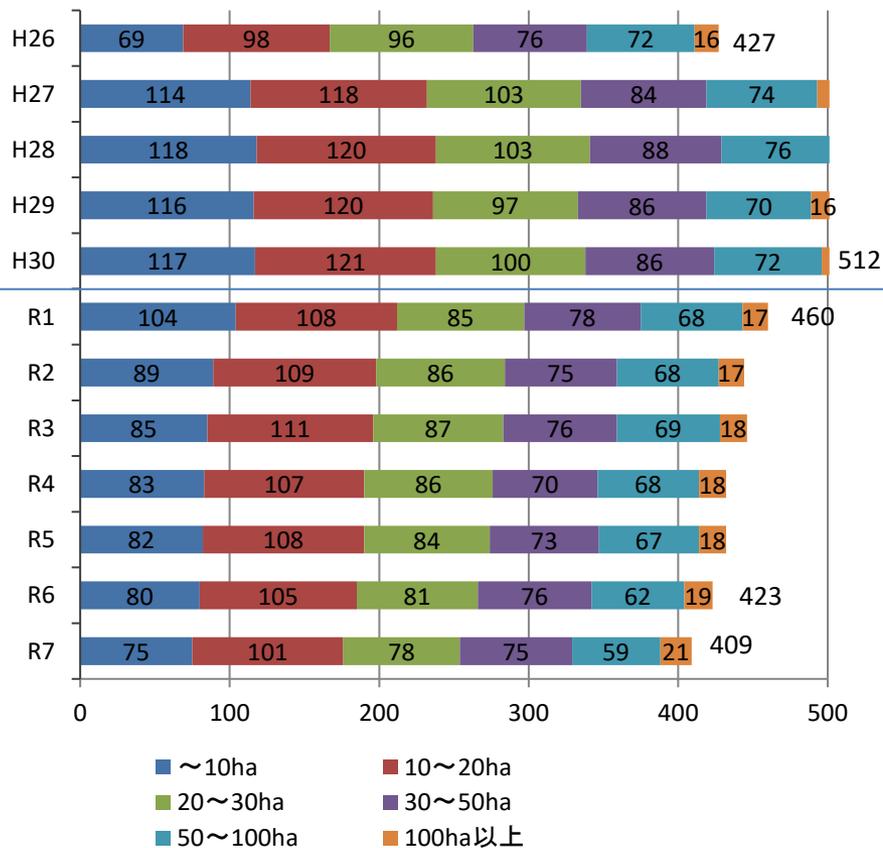
中国四国シンポジウムinえひめ」を開催!

○講演や事例発表、パネルディスカッションを予定しており、これらを通じて、参加者が今後の活動の在り方を考えるきっかけづくりとする。

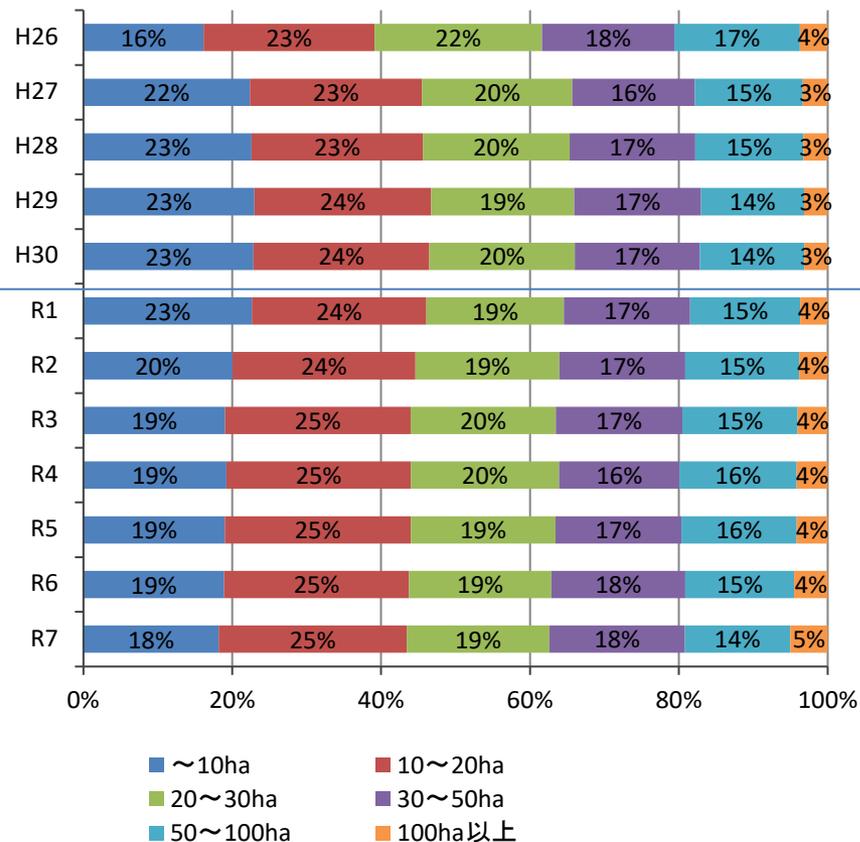
キーワード  
多様な人材との  
つながり

## 2-(9) 参考資料(取組面積規模別組織数・割合)

### 1 規模別取組組織数



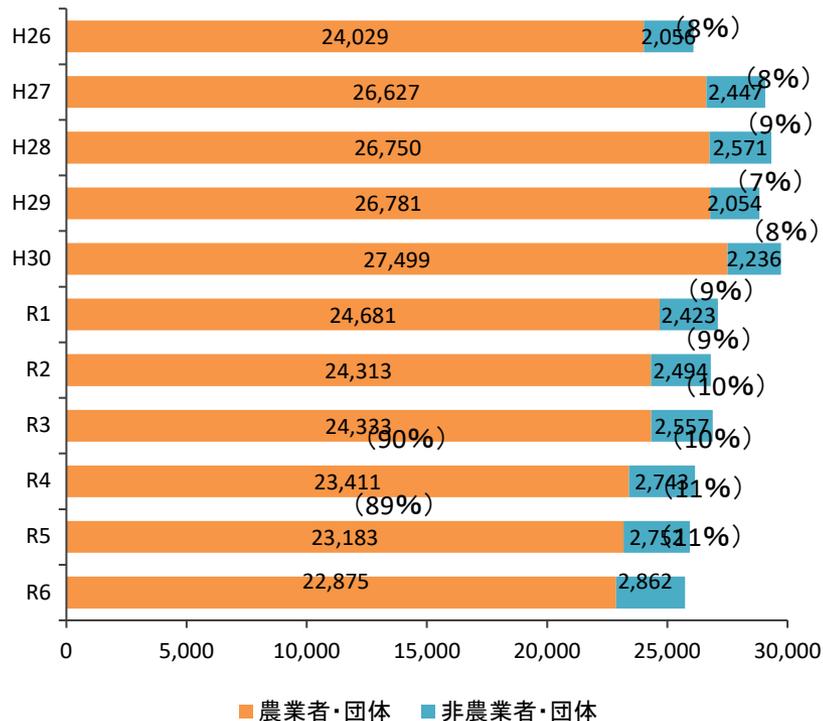
### 2 規模別取組組織の割合



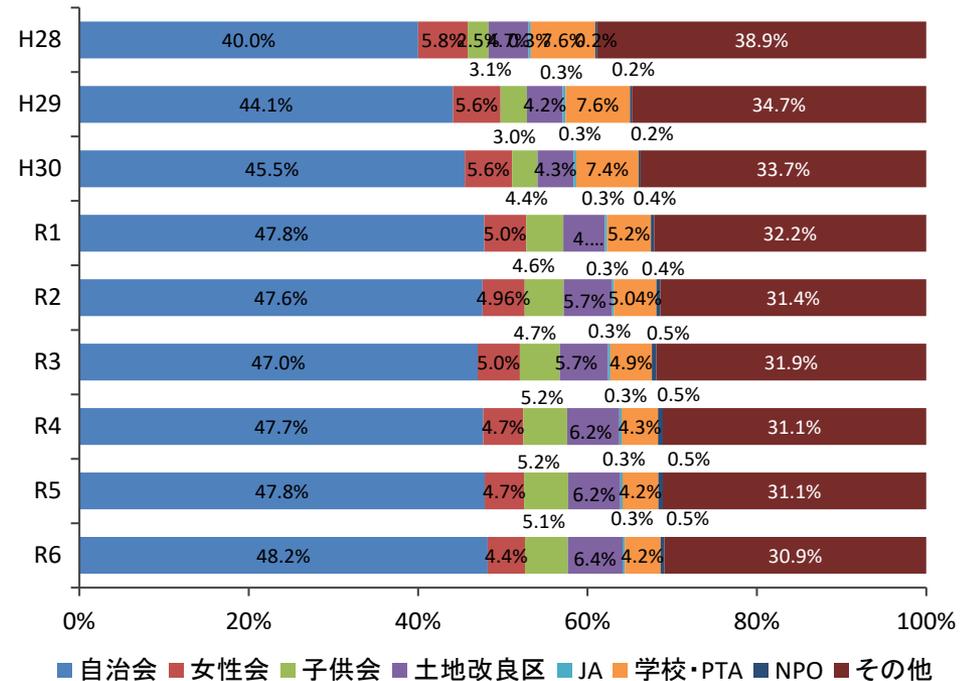
- ・どの面積規模も活動組織数は減っているが、規模別取組組織の割合で見ると、30~50haの組織の割合が1%増加、50~100haの組織の割合が1%減少した。
- ・広域活動組織の目安である50ha以上の組織は80組織(1組織減)で全体の19%。

## 2-(9) 参考資料(非農業者の参画状況)

### 1 活動組織構成員の内訳



### 2 活動組織構成員の非農業者団体の内訳



- ・令和6年度の構成員に占める非農業者及び非農業者団体の占める割合は、全体の約1割程度であるが、非農業者は、団体で構成員となっている場合が多い。
- ・非農家団体の構成員の内訳は、48%が自治会組織であり、次いで土地改良区、学校・PTA、女性会、子供会となっている。
- ・活動に参加した最大人数の県内集計では、農業者が13,636人に対し、非農業者が12,036人とほぼ同等の協力を得ていた。(⇒非農業者は貴重な人材)

# 2-(9)(参考) 令和7年度多面的機能支払交付金交付見込

令和7年度 多面的機能支払交付金(農地維持支払・資源向上支払(共同活動・長寿命化)) 実施(見込)一覧表(事業費ベース)

令和7年11月末現在

市 町 名	農地維持&資源向上(長寿命化除く)											多面的機能支払 交付金合計 (千円)							
	農地維持支払					資源向上支払(共同活動)					資源向上支払(長寿命化)								
	対象組織数	対象農用地面積(a)				農地維持 支払交付金 (千円)	対象組織数	対象農用地面積(a)					支(共同活動 資源向上) 払交付金 (千円)	対象組織数	対象農用地面積(a)				支(長寿命化) 払交付金 (千円)
田		畑	草地	計	田			畑	草地	計	田	畑			草地	計			
四国中央市	12	28,627	2,457		31,084	9,080	9	26,121	1,269		27,390	4,032	9	26,121	1,269		27,390	11,739	24,851
西条市	49	298,736	40,288		339,024	97,678	47	285,901	39,599		325,500	53,492	35	242,422	35,762		278,184	113,552	264,722
今治市	28	57,951	22,252		80,203	21,836	27	56,317	22,092		78,409	11,392	21	54,255	11,642		65,897	24,689	57,917
上島町	1		1,351		1,351	270	1		1,350		1,350	151							422
松山市	31	31,225	55,791		87,016	20,526	31	31,224	55,788		87,012	10,639	13	12,931	9,307		22,238	7,546	38,710
伊予市	19	55,571	24,632		80,203	21,598	18	54,821	23,907		78,728	11,083	14	51,576	18,761		70,337	26,428	59,109
東温市	23	89,552	3,666		93,218	27,599	17	68,467	2,597		71,064	10,753	11	50,335	2,233		52,568	21,518	59,870
松前町	15	51,062	2,718		53,780	15,862	15	51,062	2,718		53,780	9,389	14	46,419	2,368		48,787	18,381	43,632
砥部町	1	139	781		920	198	1	139	781		920	95							293
久万高原町	14	14,340	1,642		15,982	4,630	14	14,339	1,641		15,980	2,346	1	2,006	74		2,080	897	7,874
大洲市	9	8,632	8,009		16,641	4,191	3	1,056	3,220		4,276	467							4,659
内子町	16	16,561	31,725		48,286	11,313	16	16,559	31,725		48,284	5,962							17,275
八幡浜市	12		97,921		97,921	19,584	11		96,659		96,659	9,455							29,039
伊方町	13		37,584		37,584	7,517	11		34,637		34,637	3,178							10,694
西予市	82	136,913	73,240	12,417	222,570	56,032	67	126,040	71,126	12,417	209,583	27,854	30	88,081	7,349		95,430	40,225	124,112
宇和島市	41	71,947	79,317	820	152,084	37,468	13	69,787	5,250	820	75,857	13,142	4	52,413	4,920	820	58,153	20,393	71,003
松野町	13	15,978	1,805		17,783	5,154	3	6,205	794		6,999	1,011	6	5,068	1,504		6,572	2,531	8,696
鬼北町	17	31,543	3,724		35,267	10,208	17	31,543	3,724		35,267	5,186	12	17,381	1,285		18,666	7,905	23,298
愛南町	13	20,660	17,100		37,760	9,618	8	20,595	5,752		26,347	3,621	8	15,203	9,191		24,394	8,527	21,766
合計	409	929,437	506,003	13,237	1,448,677	380,363	329	860,176	404,629	13,237	1,278,042	183,248	178	664,211	105,665	820	770,696	304,332	867,942

※表示単位未満は四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

➤R7年度の交付金合計額は、867,943千円となる見込(前年度から295千円減)

## 2-(10) 令和7年度取組方針に対する総括

### ① 多様な人材の確保

・今後の活動の継続のためには、多様な人材等との連携を促進するため、農業・農村の持つ多面的機能の重要性を広く紹介するため広報活動に取り組んだとともに、シンポジウム等を通じて、多様な人材との連携活動等今後の活動の在り方について考える契機とした。⇒活動継続のためには、多様な人材等との連携が今後さらに必要。

### ② 既存組織の活動継続の支援と組織体制の見直しの推進

・市町や推進協議会と連携しながら、早めの意向確認を行い、活動継続を迷う組織には助言を行う等、活動継続に向けた後押し。(令和6年度末で活動終期を迎えた193組織のうち約9割が活動継続。1割にあたる19組織は、構成員の高齢化のほか、役員の交代人材の不在、役員及び事務処理担当者の負担等で活動を断念。)

⇒今後も、市町や推進協議会と連携して、活動終期を向ける組織への早めの対応が必要。

(R7年度末活動終期:17組織、R8年度末活動終期:132組織)

・小規模組織の体制強化、活動継続のための1つの方策として、組織間の連携活動を促進するため、要綱に基づく県基本方針の中に、県の特認活動を追加し、交付額のメリットが受けられるようにしたが、他組織との連携(調整)の難しさ、組織内の合意形成等が必要なことから、直ぐの活用には至っていない。⇒活用に向けた提案が必要。

### ③ 畑(樹園地)地帯における実施率の向上

・中山間直払実施面積との重複実施率は50%前後で推移。  
・中山間直払の畑の交付単価と比べ、多面的機能支払は単価が低く、また事務量が多く活動に見合わないとの声が聞かれ、実施率の向上になかなかつなげていないのが現状。⇒両制度を有効に活用している事例等もあることから、引き続き事例等を紹介しながら推進が必要。

### ④ 事例の情報発信

・県内で取り組まれている優良事例の現地調査を行い、HPや土地改良だより等で情報発信を実施。

### ⑤ 取り組みやすい制度への改善

・県内2カ所で、活動組織・市町・県・農政局で意見交換会を実施。  
・メニューや加算要件及び交付金額の細分化など分かりにくいいため、シンプルな制度体系への見直しやより一層の簡素化等を要望。

# 3 令和8年度の取組方針について

## ① 活動組織の体制強化に向けた支援

- ・組織間の連携活動や多様な団体の参画は、組織継続のためのツールとして、**各組織の実態に応じた緩やかな連携活動を促進**

【具体例:事例の横展開や連携方法の提案、推進協議会HPを活用した活動組織と外部団体等とのマッチングの仕組みの検討など】

- ・草刈り作業等の省力化・効率化等に向けた取組支援

【具体例:ラジコン草刈機等の実演会の開催、地域の実態に応じた連携提案など】

## ② 既存組織の活動継続に向けた支援と事業制度の周知

- ・令和8年度末に活動終期を迎える組織は132組織(活動面積 約6,600ha。全体の約4割にあたる)。市町等との連携による**早めの継続意向把握と必要に応じた助言・提案等**を行い、**活動継続の働きかけ**。

- ・他事業の地域取組等と連携した事務委託先の検討等

- ・農業者等への事業制度の周知による新たな活動組織の掘り起こし

【具体例:活用事例等を交えたわかりやすいPR資料の作成、相談活動など】

## ③ 事例の情報発信

- ・優良事例の横展開に向けた広報・啓発活動の実施。
- ・中山間地域直接支払実施協定への継続的な働きかけ。

【具体的内容:事例調査の実施、研修会等での事例紹介、両制度の活用協定の声などの紹介など】

## ④ 取り組みやすい制度への改善

- ・シンプルな制度体系への見直しや実施期間の短縮、さらなる事務の簡素化等、農業者が取り組やすい制度となるように、引き続き国へ要望。

# (参考) 令和8年度における国の予算措置状況(政府予算案)

## 79-1 日本型直接支払のうち

### 多面的機能支払交付金

令和8年度予算概算決定額 50,048百万円 (前年度 50,048百万円)

#### <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。

#### <事業目標>

- 農地・水路等の保安全管理により農業生産活動が維持される農用地面積(237.8万ha [令和12年度まで])
- 農地・水路等の保安全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合(50% [令和12年度まで])

#### <事業の内容>

#### 1. 多面的機能支払交付金 48,463百万円 (前年度48,463百万円)

- 農地維持支払**  
地域資源の基礎的保活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**  
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

#### 交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)※1	③資源向上支払(長寿命化)※1,2,3	④農地維持支払	⑤資源向上支払(共同)※1	⑥資源向上支払(長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、③に75%単価を適用]

- ※1: ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2: ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、③に75%単価を適用
- ※3: ③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

#### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,585百万円 (前年度1,585百万円)

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

#### <事業の流れ>



#### <事業イメージ>

#### 農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等  
農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

#### 資源向上支払

水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等  
老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

ため池の外周除草

実施主体: 農業者等で構成される組織(①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能)  
対象農用地: 農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

#### 【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
	水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)への支援	田 400	320

(円/10a)

項目	交付単価	項目	交付単価
環境負荷低減の取組への支援	長期中干し	組織の体制強化への支援 広域活動組織を設立し活動支援班※を設置する場合 ※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班	40万円/組織
	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合		
	冬期湛水		
	夏期湛水		
	中干し延期		
	江の設置等		
作溝実施	4,000		
作溝未実施	3,000		

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

# 中山間地域等直接支払交付金の取組実績と 今後の取組方針について

令和8年1月

愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課

# 資料目次

1	中山間地域等直接支払制度の概要	………… 1
2	令和7年度の取組方針と対応状況	………… 8
3	本県における取組の推移	…………10
4	令和7年度の実施状況	…………11
5	令和7年度の取組方針に対する総括	…………24
6	令和8年度の取組方針	…………26
	(参考)令和8年度における国の予算措置資料	…………27

# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ① 交付要件、交付単価等

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付。

5年間で1対策期として事業を実施し、令和7年度は第6期対策の1年目(初年度)となる。

## 交付要件

### 【対象地域】

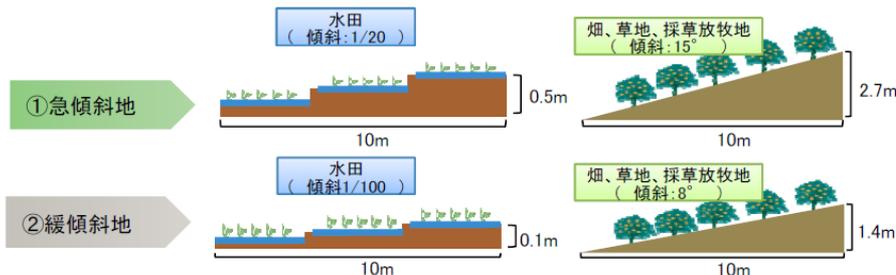
- ① 通常地域：特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法の指定地域、棚田振興法の指定棚田地域
- ② 県特認地域：知事が指定する地域（農林統計上の中山間地域など）

### 【対象者】

協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

### 【主な対象農用地】

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地：8°以上15°未満）



### 【交付金の使途】

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用

## 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000
畑	急傾斜	11,500
	緩傾斜	3,500
採草・放牧地	急傾斜	1,000
	緩傾斜	300

## 協定の作成と活動の流れ

### ① 協定の作成

集落の状況、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落マスタープラン、活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定書を作成

### ② 協定の提出

作成した協定書（事業計画に添付）を市町に提出し、市町が認定

### ③ 活動の実施

協定に基づき、活動を実施

### ④ 実施状況の確認

市町が活動の実施状況を確認



# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ③-1協定に定める活動内容

協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。  
農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置付けた場合には、交付単価の10割を交付。

## ① 農業生産活動等を継続するための活動 基礎単価（単価の8割を交付）

- ▶ **農業生産活動等**（必須）
  - 耕作放棄の発生防止活動、
  - 水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ▶ **多面的機能を増進する活動**（次の中から1つ以上を選択）
  - 国土保全機能を高める取組（周辺林地の管理等）
  - 保健休養機能を高める取組（景観作物の作付、体験農園等）
  - 自然生態系の保全に資する取組（魚類等の保護等）



【防護柵の設置】



【農道の草刈】



【景観植物の作付け】

## ② 体制整備のための前向きな活動 体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

### 第5期対策まで (R2~R6)

- ▶ ①の活動に加え、**集落戦略を作成**
- ▶ 協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策を記載した集落全体の指針



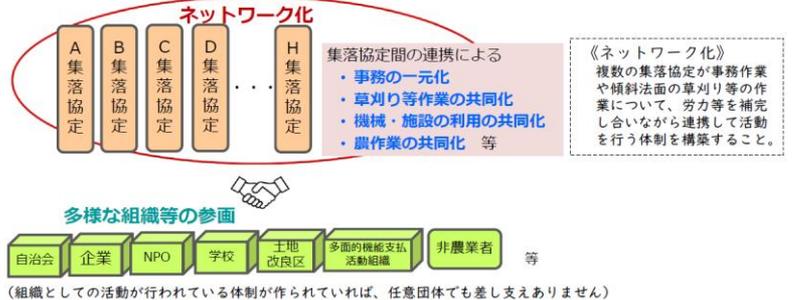
【地図を使っでの話し合い】



【作成に向けた打合せ】

### 第6期対策から (R7~R11)

- ▶ ①の活動に加え、**令和11年度までにネットワーク化活動計画を作成**
- ▶ 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。



# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ③-2体制整備単価の要件

《ネットワーク化活動計画》（①～③の取組のうち1つ以上を位置づけること）

## ①ネットワーク化

### 対象協定

以下のいずれか

- **新たにネットワーク化（活動の連携）を行う**集落協定

※ネットワークの合計面積が10ha以上であること

※同じ地域計画区域内の集落協定でネットワーク化を行うことを基本とする

- **すでに協定面積が10ha以上のネットワークを形成しており、活動の維持、向上を図ろうとする**集落協定

※計画作成時点でネットワークの合計面積が10ha以上であること

### 計画の項目

- 参加する協定
- 解決しようとする課題
- 活動事項
- 連携方法
- 工程
- 統合の予定

## ②統合

### 対象協定

以下のいずれか

- **新たに統合を行う**集落協定

※統合後の面積が10ha以上となること

※同じ地域計画区域内の集落協定で統合を行うことを基本とする

- **すでに協定面積が10ha以上であり、体制の維持、向上を図ろうとする**集落協定

※計画作成時点で協定面積が10ha以上であること

### 計画の項目

- (新たに統合を行う場合)
- 参加する協定
- 解決しようとする課題
- 活動事項
- 工程
- (体制の維持、向上を図ろうとする協定)
- 役員継承の計画
- 活動事項

## ③多様な組織等の参画

### 対象協定

- **1組織以上の農業者団体以外の組織**※<sup>1</sup>又は**構成員の10%以上の非農業者**※<sup>2</sup>が**活動に参画する**※<sup>3</sup>集落協定

※計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が参画していること

※1 農業者団体：農業法人（農地所有適格法人、特定農業法人等）、農業生産組織（機械・施設共同利用組織、農作業受託組織、栽培組織等）等  
農業者団体以外の組織：自治会、企業、NPO法人、学校、土地改良区、多面的機能支払活動組織等

（組織としての活動が行われている体制が作られていれば、任意団体でも差し支えない）

※2 農業者：農作業を行い、農業収入を得ている人（作業受託、農業法人の従業員を含む）または得る権利をもっている人（自給的農家を含む）  
非農業者：農業者に該当しない人（土地持ち非農家、農作業をおこなっていないが、共同取組活動に参加する人、農業ボランティア）

※3 協定の構成員となるか、別途の協定等を結ぶこと

（連携関係があることが証明できるような書類等（協定書や覚書、参加者名簿など）が必要）

### 計画の項目

- 参画する組織と非農業者
- 解決しようとする課題
- 活動事項

### ③ 加算措置

本交付金の対象となる活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、所定額が加算される。

#### 第5期対策まで (R2~R6)

#### 第6期対策から (R7~R11)

加算部分 (10a 交付単価)

- ・農地の保全
  - ① 超急傾斜農地保全管理加算 6,000円
  - ② 棚田地域振興活動加算 10,000円 (急傾斜) / 14,000円 (超急傾斜)
- ・協定の統合  
・人材の確保
  - ③ 集落協定広域化加算 3,000円
- ・集落機能強化
  - ④ 集落機能強化加算 3,000円
- ・生産性の向上
  - ⑤ 生産性向上加算 3,000円

※ 1 : ②から⑤は、集落戦略を作成することが加算実施の要件  
 ※ 2 : ③から⑤は、1集落協定当たり上限200万円

- ・農地の保全
  - ① 超急傾斜農地保全管理加算 6,000円
  - ② 棚田地域振興活動加算 10,000円 (急傾斜) / 14,000円 (超急傾斜)
- ・協定のネットワーク化、統合等  
・人材の確保
  - ③ ネットワーク化加算 10,000円 (最大)
- ・スマート農業による作業の省力化、効率化
  - ④ スマート農業加算 5,000円
- ⑤ 集落機能強化加算の経過措置 3,000円

※ 1 : ②から⑤は、ネットワーク化活動計画を作成することが加算実施の要件  
 ※ 2 : ③は1集落協定当たり上限100万円、④、⑤は1集落協定当たり上限200万円

# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ④-2加算措置

本交付金の対象となる基礎的な活動に加え、**地域農業の維持・発展**に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に**所定額が加算**される。

## ① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、**棚田地域の振興を図る**取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみのみ

対象農地： 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

※ 超急傾斜・スマート農業・集落機能強化の経過措置との重複は不可。

単 価： 10,000円/10a（急傾斜地 田：1/20以上、畑：15度以上）  
14,000円/10a（超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20度以上）



(活動事例)  
棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

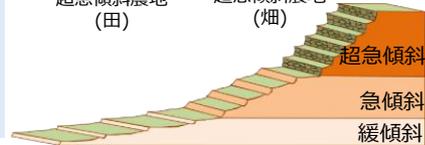
## ② 超急傾斜農地保安全管理加算

**超急傾斜農地の保全等**の取組を行う場合に加算

対象協定： 集落協定、個別協定

対象農地： 田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価： 6,000円/10a（田、畑）



## ③ ネットワーク化加算 (新設)

**複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算**

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみのみ

対象農地： ①又は②の集落協定農用地

①20ha以上のネットワーク化又は20ha以上の統合を行った協定

②新たに1組織以上の農業団体以外の組織が活動に参画した上で、新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業団体以外の組織が活動に参画する協定（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）

単 価： 10,000円/10a（～5ha部分）、4,000円/10a（5～10ha部分）、1,000円/10a（10～40ha部分）（地目にかかわらず）

上 限： 200万円/年

## ④ スマート農業加算 (新設)

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみのみ

対象農地： 集落協定農用地

単 価： 5,000円/10a（地目にかかわらず）

上 限： 200万円/年



リモコン式自走草刈機の導入



ドローンによる防除作業

## ⑤ 集落機能強化加算の経過措置

**新たな人材の確保に関する取組又は集落機能強化する取組**

対象協定： 第5期対策に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定

対象農地： 集落協定農用地

単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）

[対象活動の例]

- 新たな人材の確保（インターンシップ、営農ボランティア、農福連携など）
- 集落機能を強化する取組（地域運営組織等の設立や連携、地域内外組織との連携など）

# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ⑤全体像

## 《基礎単価（単価の8割）》

**基礎単価**

- ・農業生産活動等（荒廃農地の発生防止活動、水路・農道の管理活動）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護等）

## 《体制整備単価（単価の2割）》

※超急傾斜農地保全管理加算は体制整備有りでも無しでもどちらでも可

### ネットワーク化活動計画の作成

- ・対策期間内に計画を作成することを2割の単価交付の要件とする
- ・ネットワーク化、統合、多様な組織等の参画の3つの取組のうち、1つ以上に取り組むことを計画に位置付けること
- ・毎年度話し合いを重ね、計画の作成や実現に向けたフォローアップを行う。

## 《加算措置（単価に上乘せ）》

### 超急傾斜農地保全管理加算【加算額：田・畑6,000円/10a】

- 【上限】なし
- 【対象】田1/10以上、畑20°以上
- 【目標】取組の目標を設定
- 【取組】・超急傾斜農地の保全（石積み等法面の補修、耕作道等の農作業安全対策、土壌流出防止対策等）  
・農産物の販売促進等（ブランド化、戦略的な販売に向けた取組等）

### 棚田地域振興活動加算【加算額：田・畑（急傾斜）10,000円/10a、（超急傾斜）14,000円/10a】 ※超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置との重複は不可

- 【上限】なし
- 【対象】棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の協定農用地のうち田1/20以上、畑15°以上
- 【目標】指定棚田地域振興活動の目標と整合を図り定量的な目標を設定
- 【取組】・棚田等の保全（棚田法面の補修、耕作道等の農作業安全対策、土壌流出防止対策等）  
・多面機能の維持・発揮（農産物供給促進、自然環境の保全・活用、良好な景観形成、伝統文化継承等）  
・棚田地域の振興（関係人口の創出・拡大、観光振興、棚田米等を活用した6次産業化等）

### ネットワーク化加算【加算額：地目にかかわらず最大10,000円/10a※】

※（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a  
※集落機能強化加算の経過措置との重複は不可

- 【上限】100万円/年 ※統合の場合は、統合前の集落協定単位で上限額を設定
- 【対象】①又は②の集落協定の農用地  
①20ha以上のネットワーク化協議会等を設置する場合に限る又は新たに20ha以上の統合を行った集落協定の農用地  
②新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）
- 【目標】ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組の定量的な目標を設定
- 【取組】・主導的な役割を担う人材の確保  
・農業生産活動等の継続のための取組（担い手等人材確保、高収益作物生産拡大、機械共同利用等）  
（注）農業生産活動等に該当しない生活支援等の取組は対象外

### スマート農業加算【加算額：地目にかかわらず5,000円/10a】

- 【上限】200万円/年
- 【対象】集落協定農用地
- 【目標】取組の定量的な目標を設定
- 【取組】・スマート農業による共同取組活動の省力化・効率化を図る取組  
（リモコン式自走草刈機による除草、ドローンによる播種・防除・農薬散布、水管理システムの導入等）

### 集落機能強化加算に係る経過措置【加算額：地目にかかわらず3,000円/10a】

- 【上限】200万円/年
- 【対象】1組織以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地（第5期対策において集落機能強化加算に取り組んでいた協定に限る）
- 【目標】取組の目標を設定
- 【取組】新たな新たな人材の確保（外部人材の確保、移住促進等）、集落機能を強化する取組（地域づくりなどの団体の設立、集落内外の組織との連携体制の構築等）

## 2. 令和7年度の取組方針と対応状況

### 【取組方針】

#### 1. 体制整備のための前向きな活動の推進

○農業生産活動等の共同活動が継続できる体制づくり

【第6期対策から】

ネットワーク化活動計画の作成

= 体制整備単価（10割単価）協定の要件

⇒協定間の連携や多様な人材・組織等の連携の推進を図る。

【具体策】・概要リーフレットの作成・配布等により、市町と連携しながら協定組織の第6期対策へのスムーズな移行を推進する。  
・体制整備単価への取組推進を図るため、啓発活動を行う。

#### 2. 加算措置の効果的な活用推進

○棚田地域振興活動加算

○超急傾斜農地保全管理加算

「超急傾斜農地保全管理加算」は、急峻な樹園地が多い本県の実情に沿うものであり、引き続き取組の維持・拡大を推進する。

【第6期対策から】

ネットワーク化加算、スマート農業加算が新設

⇒将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるように、地域の実情に沿いながら、スマート農業やネットワーク化の推進を図る。

【具体策】・加算のPRと活用方法等を提案しながら、加算の有効な活用を図る。

### 【対応状況】

#### 1. 体制整備のための前向きな活動の推進

▶県・市町担当者との個別ヒアリング（7月）や市町への個別訪問（10～12月）を実施し、体制整備単価の要件であるネットワーク化活動計画の作成方法や留意点について指導を行った。

▶集落代表者会（八幡浜市：5月～6月）において、ネットワーク化活動計画や加算措置の留意点等を記載したリーフレットを配布し、活用を促した。

#### 2. 加算措置の効果的な活用推進

▶市町に対し、加算措置の取組状況調査を行い（9月）、目標設定や加算金の活用方法について指導を行った。

▶令和8年度からネットワーク化加算の活用を検討している内子町及び大洲市の集落協定に対して、加算の取組事例や活用方法について紹介し、活用開始に向けた検討を行った（12月）。

▶スマート農業加算の活用を促すため、集落協定向けのパンフレットを作成中。※3月上旬頃配布予定

耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、集落の活性化を図る

## 2. 令和7年度の取組方針と対応状況（配布資料の一部）

### 【体制整備及び加算措置に関する資料】

※配布済み

#### ネットワーク化活動計画と加算措置の留意事項について

- 中山間地域等直接支払制度においては、令和7年度が第6期対策の初年度となります。
- 初年度を迎えるにあたり、ネットワーク化活動計画と加算措置の留意点をまとめましたので、活動の参考としてみてください。

#### 1 ネットワーク化活動計画について

ネットワーク化活動計画とは、複数の集落協定間での活動のネットワーク化（連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

※ネットワーク化活動計画の作成を協定書に位置付けることで、協定書に位置付けた年度から、最終年度である令和11年度までの最大5年間、体制整備単価が適用されます。

#### ★ネットワーク化活動計画の作成に当たっての留意点

- (1) ネットワーク化活動計画は、令和11年度までに作成すること。
- (2) ネットワーク化及び統合の場合は、合計協定面積が10ha以上であること。多様な組織等の参画の場合は、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員10%以上の非農業者が活動に参画すること。
- (3) 原則、第6期対策期間内にネットワーク化、統合、多様な組織の参画に着手する計画とすること。
- (4) ネットワーク化活動計画に係る話し合いを行った場合は、議事録を作成し、保管すること。



将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくり

《体制づくりのイメージ》



【※返還について】

- ・令和11年度までに作成できなかった場合は、全ての協定農用地に対する交付金の体制整備単価分(2割分)を協定認定年度に遡って返還となる。
- ・また、体制整備単価の受給を要件としている加算措置（超急傾斜農地保全管理加算以外の加算）に取り組んでいる場合は、加算の交付金額についても返還となる。

#### 2 加算措置について

#### ★加算措置に取り組むに当たっての留意点

- (1) 令和11年度までに加算の目標を達成すること。
- (2) 加算の取組内容（実績）について、毎年度、活動日誌等を作成し、保管すること。
- (3) 加算額の使用方法は自由であるが、使用目的は加算の目標達成のために必要なものとする。

【※返還について※】

- ・令和11年度までに加算の目標を達成できなかった場合や加算の活動を取りやめた場合は、協定認定年度に遡って返還すること。
- ・ただし、第6期対策より、不測の事態より目標の達成が困難となった場合や目標が未達成であっても目標達成に向けた適切な取り組みを行っているとし市町村が認めた場合は、返還を免除できる規定を設定。

### 【スマート農業加算パンフレット】

※作成段階のもの

#### スマート農業加算とは

集落協定において、スマート農業機械を活用して、農作業の省力化・効率化を図る場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

※体制整備単価の適用には、ネットワーク化活動計画を作成が必要

対象農地：集落協定農用地

加算額：5,000円/10a × 協定面積（地目にかかわらず）

※協定面積を上限に加算面積を設定することも可能

上限額：200万円/年度

取組期間：R7年度～R11年度

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める

※加算金に見合った目標を設定してください。

※本加算による活動は、集落協定内の合意のもと、共同取組活動として実施してください。

※本加算金は、定量的な目標達成に際し必要経費に限り使用することができます。

例えば、圃地でドローン防除を行うため、周辺林地の伐採を行い、その作業日当を支払う等

※作業時の事故に備えるため、イベント保険（例：JA、〇〇等）や自治会活動保険（例：〇〇等）への加入を推奨します。

#### 対象となる取組事例

##### ドローン

写真

目標例

ドローンの導入し、オペレーターを育成するとともに、ドローン散布を行う面積を△haから□haに増加させる。

使用例

ドローンの購入費・リース代・委託費、免許取得費、メンテナンス費、燃料費や作業日当等

#### 対象機器一覧

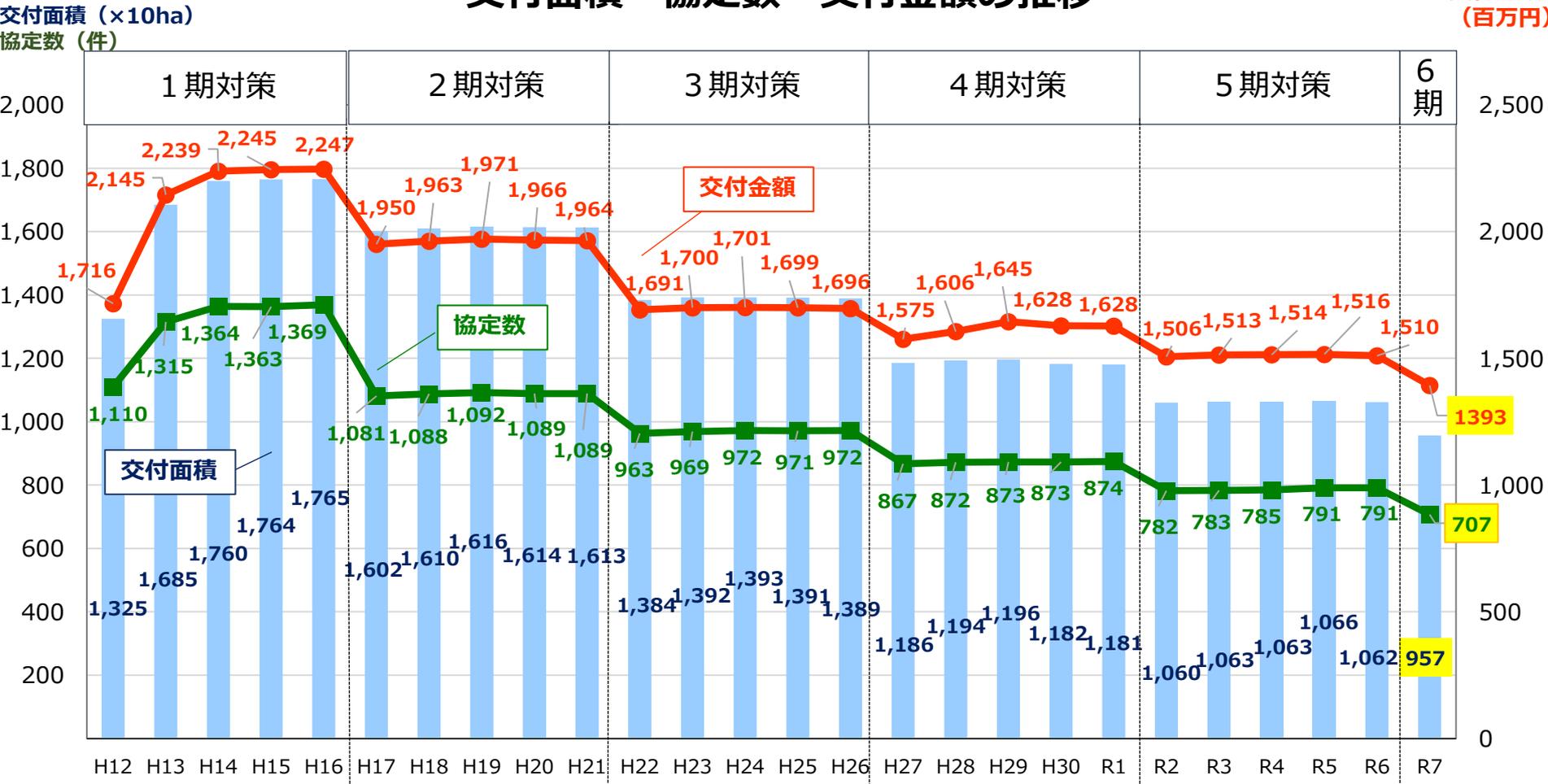
- リモコン車刈機
- 官農支援アプリ
- コンバイン（直連アシスト機能付）
- 自動鳥獣追払機
- 無人ヘリコプター
- 穀物乾燥機（AI機能搭載）
- 電気柵監視システム
- 栽培管理システム
- 気象センサー etc.

※対象機器の詳細は、最寄りの市町担当課までお問い合わせください。

# 3. 本県における取組の推移 (1期～6期対策)

- 協定数、交付面積、交付金額の全てにおいて、第1期対策の最終年度 (H16) をピークに減少傾向となっている。
- 第6期対策の1年目となるR7年度は、協定数が707協定、交付面積が9,574ha、交付金額が1,393百万円となっている。

## 交付面積・協定数・交付金額の推移



# 4. 令和7年度の実施状況 ①事業実施市町

・ 令和7年度は、**17市町**（新居浜市、上島町及び松前町を除く）へ交付金を交付

## ○事業実施市町

制度対象市町	促進計画※ (2号事業) 策定市町	交付市町 (17市町)	四国中央市 西条市 今治市 松山市 伊予市 東温市 砥部町 久万高原町 大洲市 内子町 八幡浜市 伊方町 西予市 宇和島市 松野町 鬼北町 愛南町
		不交付市町	上島町 (R2~)
	促進計画※ (2号事業) 未策定市町		新居浜市
制度対象外市町			松前町

※促進計画とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第6条に定められた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画であって、法第3条第3項第2号の事業にかかるもの。

## ○交付市町数

	第5期	第6期	前年度比
	R2~R6	R7	
制度対象市町数①	19	19	±0
交付市町数②	17	17	±0
交付市町率②/①	89%	89%	-

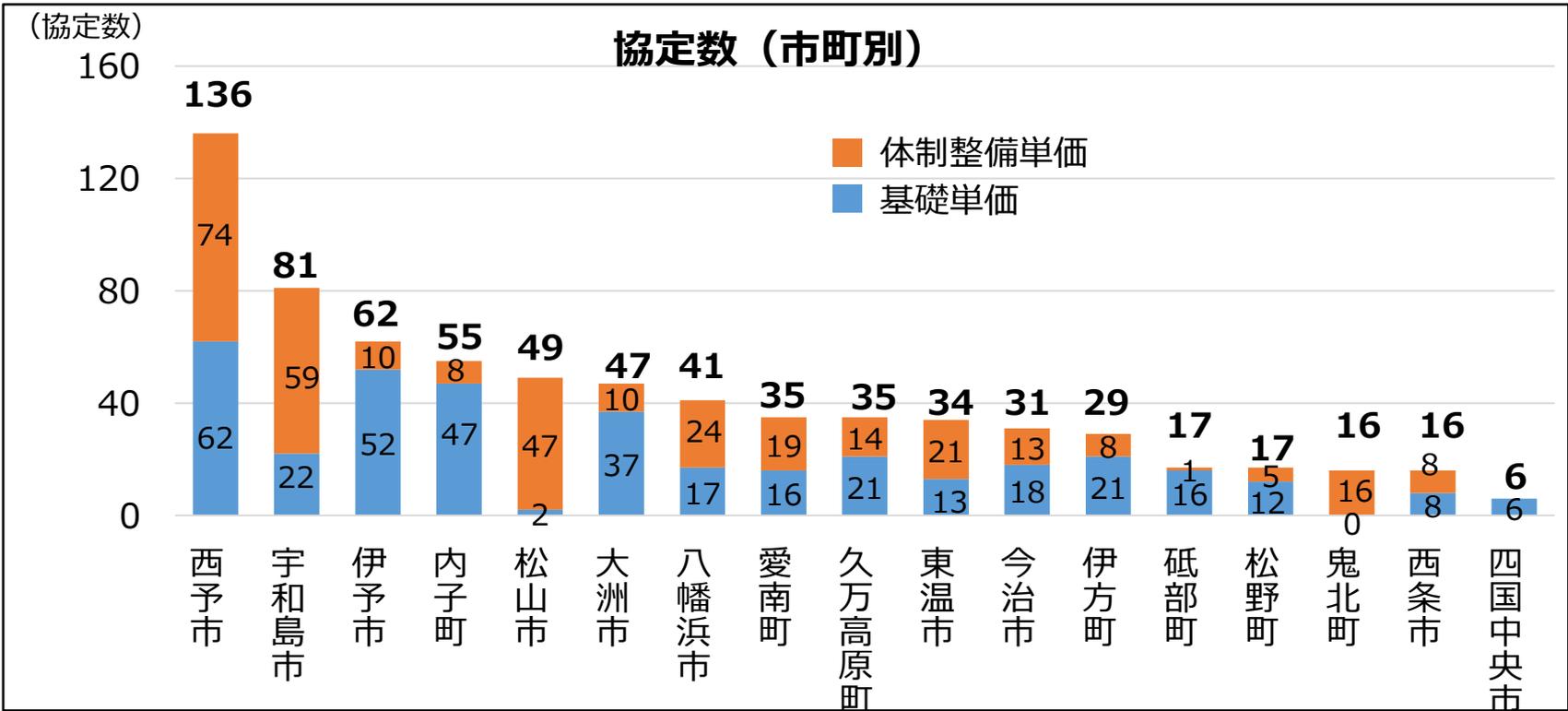
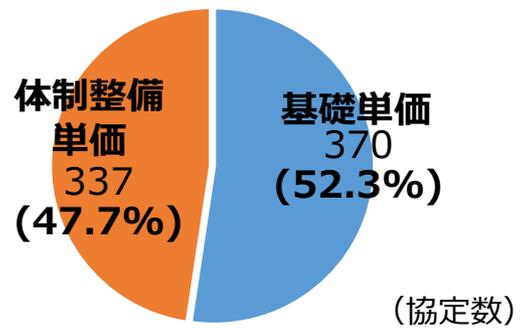
# 4. 令和7年度の実施状況 ②-1協定数

- 協定数は**707協定**
- 基礎単価**協定は**370協定** (52.3%)、**体制整備単価**協定は**337協定** (47.7%)

○協定の締結状況

年度	計	集落協定	
		基礎単価	体制整備単価
<b>R7</b>	<b>707</b>	<b>370</b>	<b>337</b>
R6	791	346	445
前年度比	<b>▲84</b>	<b>24</b>	<b>▲108</b>

○協定数 (単価別)



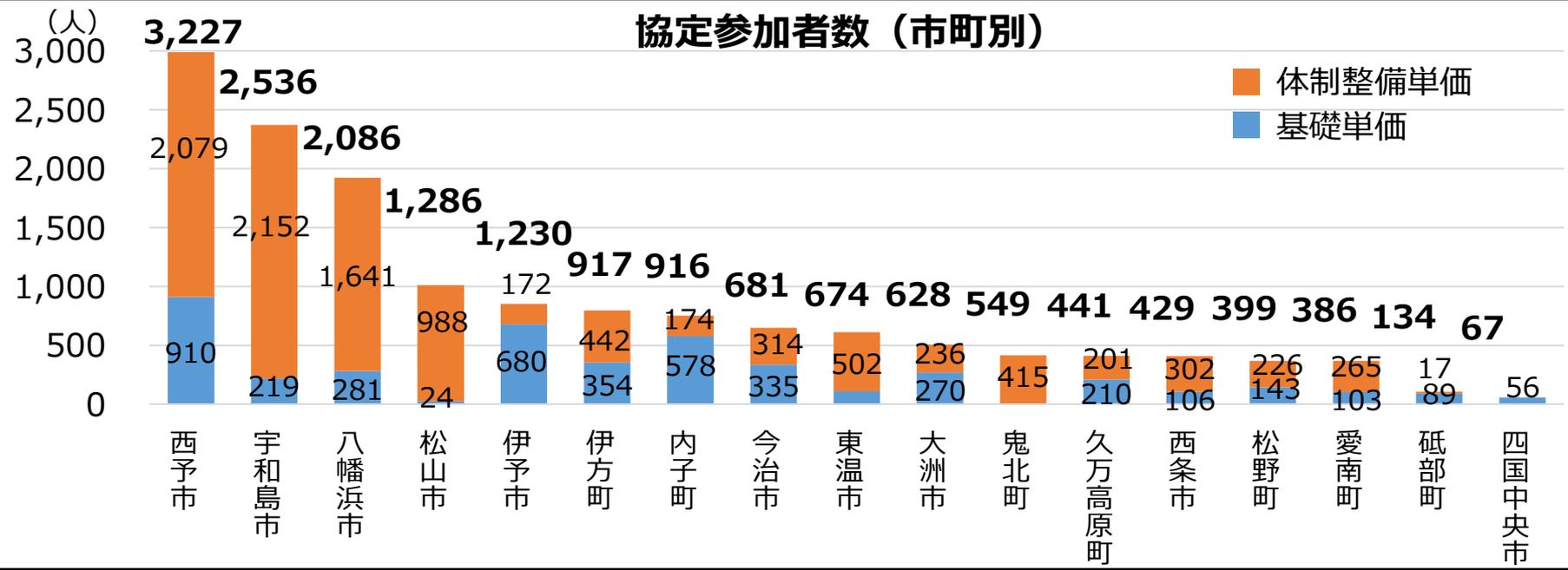
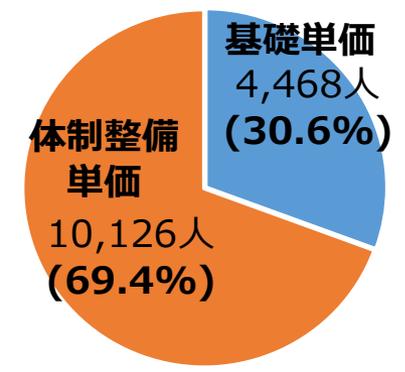
# 4. 令和7年度の実施状況 ③協定参加者数

- 協定参加者数は14,594人で、令和6年度から1,596人減少
- 基礎単価協定は4,468人（30.6%）、体制整備単価協定は10,126人（69.4%）

○協定参加者数

年度	集落協定		
	計	基礎単価	体制整備単価
R7	14,594	4,468	10,126
R6	16,190	4,641	11,549
前年度比	▲1,596 (▲9.9%)	▲173人 (▲3.7%)	▲1,423 (▲12.3%)

○協定参加者数（単価別）

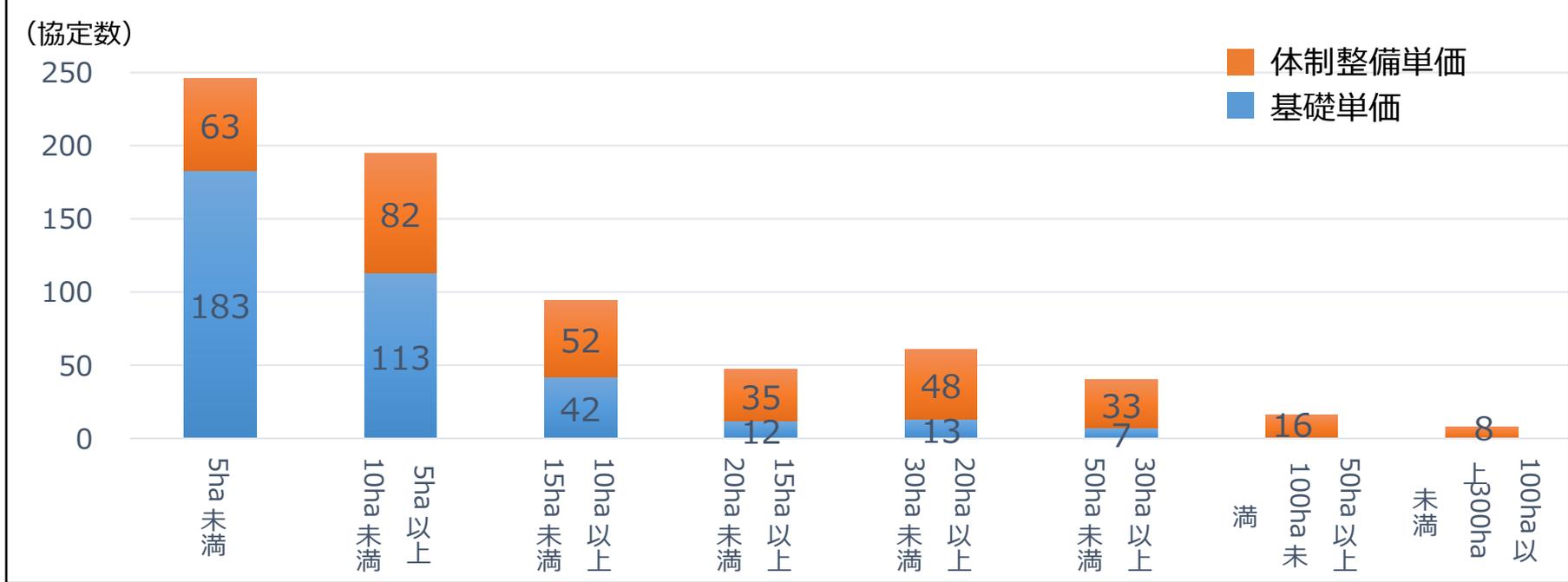


# 4. 令和7年度の実施状況 ④交付面積規模別協定数

- ・基礎単価は10ha未満の小規模協定が多い
- ・協定の面積が大きくなるほど、体制整備単価の割合が高い

## ○交付面積規模別協定数

合計 (協定数)		5ha 未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 300ha未満
基礎 単価	370	183 (26%)	113 (16%)	42 (6%)	12 (2%)	13 (2%)	7 (1%)	0	0
体制整備 単価	337	63 (9%)	82 (12%)	52 (7%)	35 (5%)	48 (7%)	33 (5%)	16 (2%)	8 (1%)
総数	707 (総数に占める割合)	246 (35%)	195 (28%)	94 (13%)	47 (7%)	61 (9%)	40 (6%)	16 (2%)	8 (1%)



# 4. 令和7年度の実施状況 ⑤交付金額

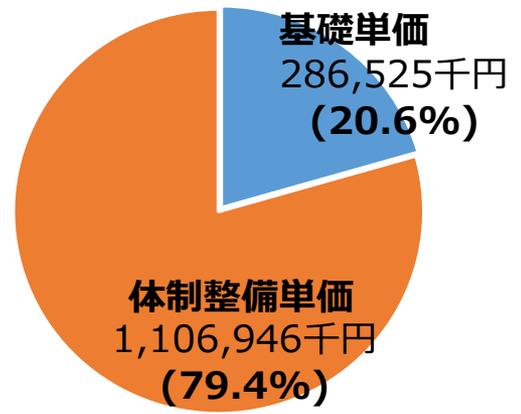
- ・ 交付金額は1,393,471千円で、令和6年度から116,275千円減額
- ・ 基礎単価協定は286,525千円(21%)、体制整備単価協定は1,106,946千円(79%)

○協定への交付金額

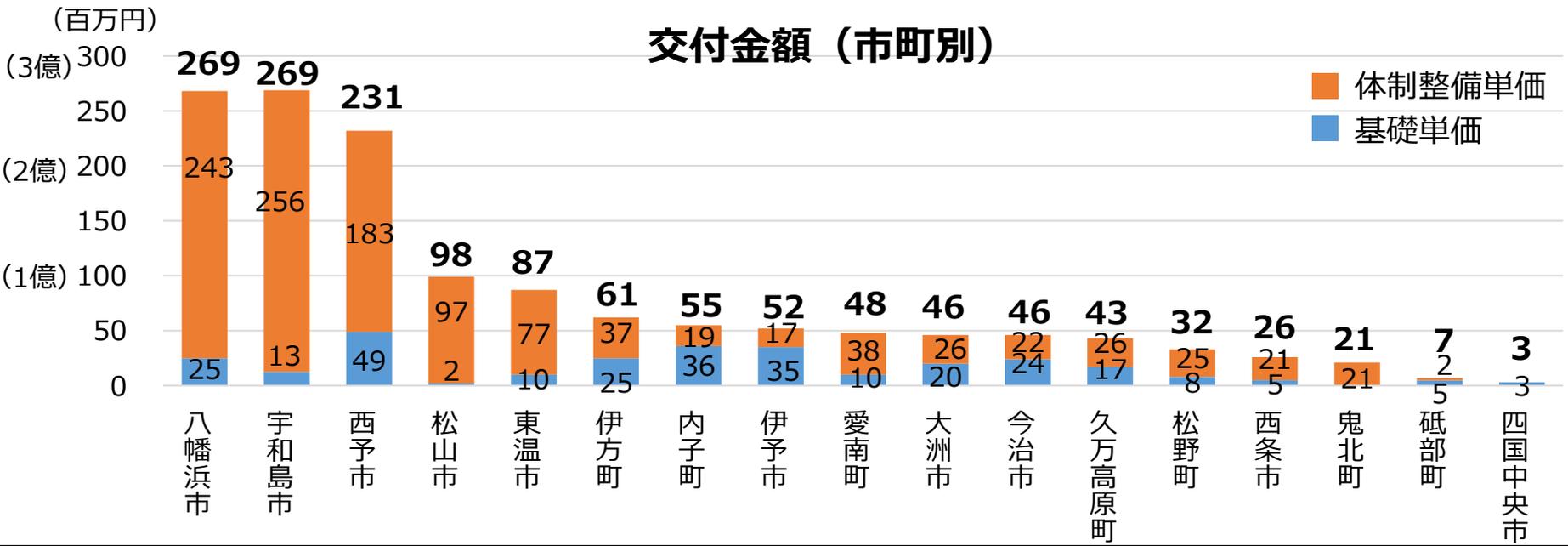
(単位：千円)

年度	集落協定		
	交付金額	基礎単価	体制整備単価
R7	1,393,471	286,525	1,106,946
R6	1,509,746	282,807	1,226,939
前年度比	▲116,275 (▲7.7%)	3,718 (1.3%)	▲119,993 (▲9.8%)

○交付金額 (単価別)

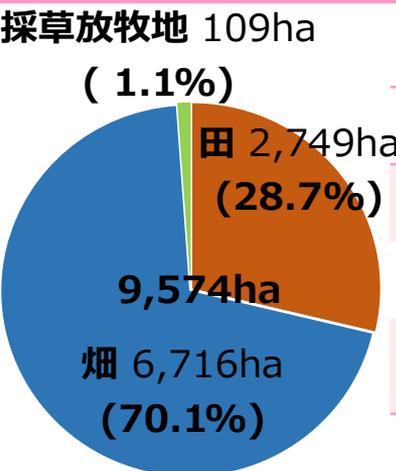


交付金額 (市町別)



# 4. 令和7年度の実施状況 ④-2 交付面積（地目、傾斜、市町別）

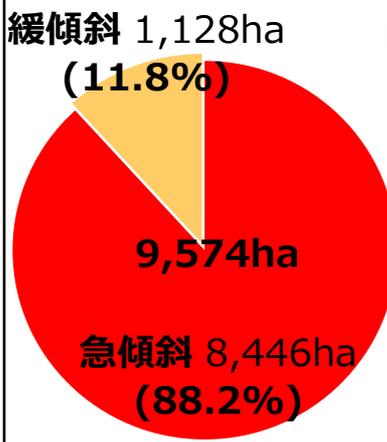
## ① 地目別交付面積



### R6とR7の比較（対前年比）

	増減	前年比
田	▲207ha	▲7.0%
畑	▲943ha	▲12.3%
採草放牧地	+100ha	+1111.1%
合計	▲1,048ha	▲9.9%

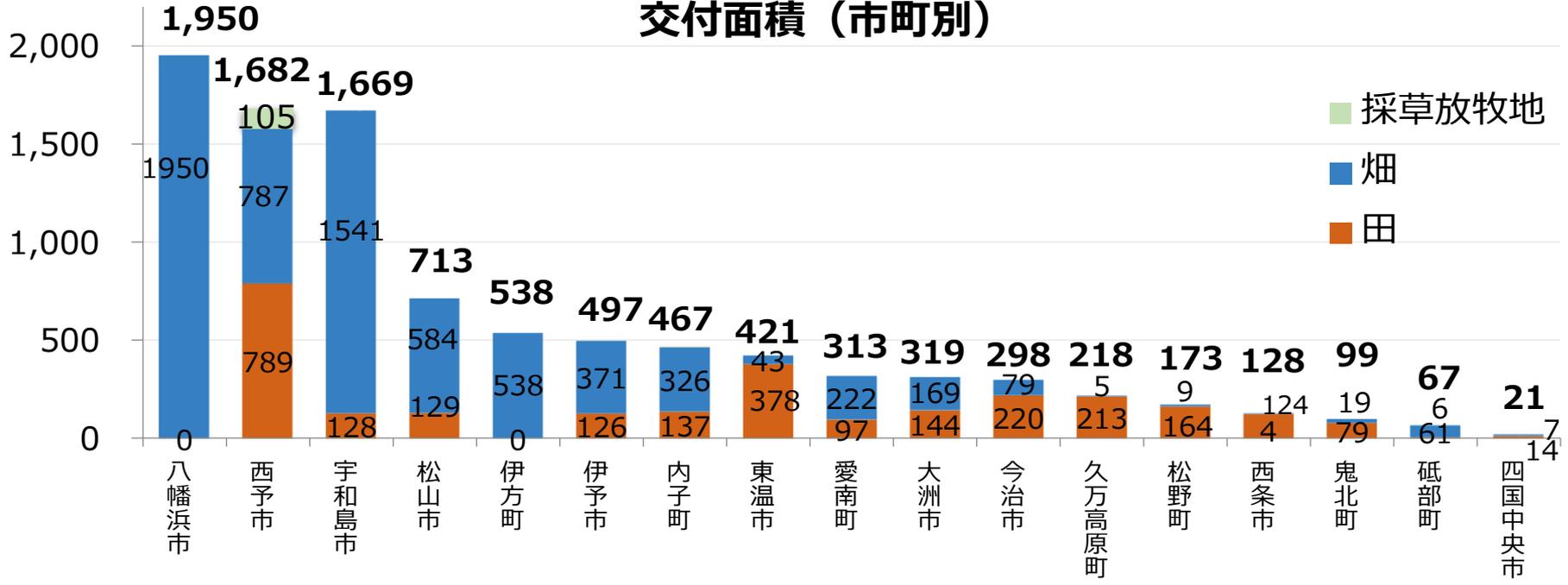
## ② 傾斜別交付面積



### R6とR7の比較（対前年比）

	増減	前年比
急傾斜	▲1,159ha	▲12.1%
緩傾斜	+111ha	+10.9%
合計	▲1,048ha	▲9.9%

## 交付面積（市町別）



## 4. 令和7年度の実施状況 ⑥-1 加算措置の取組

加算措置については、棚田地域振興活動加算が30ha（うち超急傾斜が5ha）、超急傾斜農地保全管理加算が2,527ha、ネットワーク化加算が365ha、スマート農業加算が14,773ha、集落機能強化加算の経過措置が304haとなっている。

### ○加算措置の取組状況

	取組市町	取組 協定数	取組面積 (ha)	交付額 (千円)
棚田地域振興活動加算	<b>2</b> (松山市、東温市)	<b>2</b>	<b>30</b> (▲1)	<b>2,433</b> (▲865)
うち超急傾斜	<b>1</b> (東温市)	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>728</b> (▲3)
超急傾斜農地保全管理加算	<b>16</b> (西条市以外)	<b>167</b> (▲10)	<b>2,527</b> (▲187)	<b>151,610</b> (▲10,962)
ネットワーク化加算	<b>2</b> (西予市、宇和島市)	<b>12</b>	<b>365</b>	<b>8,485</b>
スマート農業加算	<b>12</b> (松山市、宇和島市等)	<b>53</b>	<b>1,477</b>	<b>49,857</b>
集落機能強化加算の経過措置	<b>1</b> (八幡浜市)	<b>2</b> (▲1)	<b>304</b> (▲66)	<b>2,420</b> (▲985)

※カッコ内は前年度からの増減

# 4. 令和7年度の実施状況 ⑥-2 加算措置の取組 棚田地域振興活動加算

中山間地域等直接支払の棚田地域振興活動加算を受けるためには、棚田の保全等に関する定量的な目標を設定するとともに、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要がある。

## 棚田地域振興加算

**棚田地域振興活動加算のみ、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、目標の妥当性の確認やブラッシュアップを図ることとされている（要領の運用第8の2）。**

本県では、**第5期対策から継続して、松山市及び東温市の2協定**が棚田地域振興加算に取組む。

今回の第三者委員会においては、**2協定が設定した棚田地域振興活動加算に係る「目標の内容」や「水準の妥当性」について、委員の皆様を確認及びご意見をお伺いする**とともに、当該棚田の振興に対して前向きなご助言があれば、両市へ伝達させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 棚田地域振興加算

### 棚田地域振興活動加算における目標設定

- 以下の各々について、定量的な目標を一つ以上設定。
- ア 棚田等の保全
  - イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
  - ウ 棚田を核とした棚田地域の振興
- 第6期対策より、不測の事態により、目標が達成できない場合は、加算金の返還を免除できる措置を設定されている。
- 目標達成の期限は交付期間中に設定（遅くとも令和11年度まで）



石積み  
保全活動



棚田オーナー  
制度による棚田  
地域振興活動

### 集落協定書（イメージ）

項目	目標
ア 棚田等の保全	令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入し、共同で行う草刈り・防除の面積を〇%増加する。
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	令和〇年までに〇〇棚田にコミュニティサロンを開設する。
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	令和〇年までに〇〇棚田地域における移住・定住者を〇人から〇人に増加させる。

# 4. 令和7年度の実施状況 ⑥-3 加算措置の取組 棚田地域振興加算

## ○松山市 猿川集落協定



- ① 旧市町村：立岩村
- ② 単価区分：体制整備単価
- ③ 地域区分：通常地域（地域振興8法内の指定棚田地域）
- ④ 参加者数：16人
- ⑤ 交付面積：8.1ha（うち、田6.7ha 畑1.4ha）
- ⑥ 棚田地域振興活動加算面積：6.9ha（田 6.7、畑0.2）
- ⑦ 交付金額：2,229千円
- ⑧ ⑦のうち、棚田加算金額：686千円

### 棚田地域振興活動加算における実績及び目標

	ア 棚田等の保全	イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	ウ 棚田を核とした棚田地域の振興
	<b>第5期対策まで</b>		
目標	棚田の維持や耕作放棄地の発生防止に向け、令和6年度までに猿川棚田の保全に取り組む人材を新規に1名以上確保し、集落全体で棚田保全に向けた体制を構築していく。	都市住民との交流を図る場や地元農産物をPRする場を創出し、地元の活性化につなげるため、景観作物の作付面積を0.4ha(令和2年度)から1ha(令和6年度)に面積拡大を目指す。	景観作物の効果により地力増進した土地等で生産する米を、猿川棚田米としてブランド化を図り、令和6年度までに販売量を0.5tから1t以上に増加させる。
達成状況	猿川集落の農地保全取り組む人材を1名確保した。	令和2年度から令和6年度までに延べ2.22haの景観作物を作付けた。	「猿川棚田米」のラベルシールを作成し、ブランド米として1.2tを販売した。
	<b>第6期対策～</b>		
目標設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和11年度までに猿川棚田の保全に取り組む人材を新規に1名以上確保する。</li> <li>●防除ヘリによる集団防除の面積を令和11年度までに1.0haから1.2ha以上にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地元の活性化に繋げるために良好な景観を形成しつつ、地力増進を図るため、1.2ha以上の景観作物の作付けを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●猿川棚田米のラベルを付けたお米を1.2t販売</li> </ul>

# 4. 令和7年度の実施状況 ⑥-4 加算措置の取組 棚田地域振興加算

## ○東温市 奥松瀬川集落協定



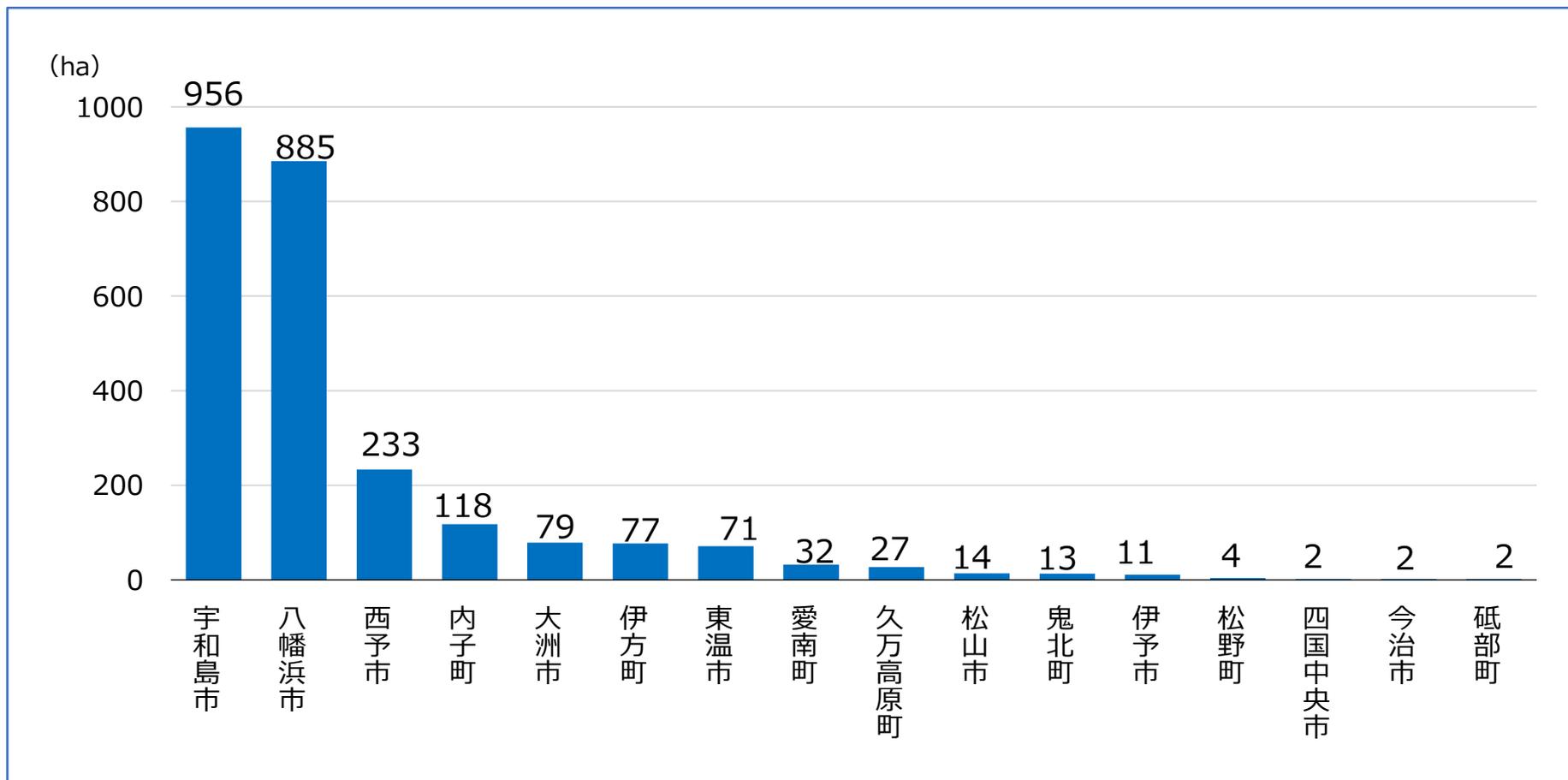
- ① 旧旧市町村：川上村
- ② 単価区分：体制整備単価
- ③ 地域区分：通常地域（地域振興8法内の指定棚田地域）
- ④ 参加者数：42人
- ⑤ 交付面積：26.9ha（うち、田23.7ha、畑3.2ha）
- ⑥ 棚田地域振興活動加算面積：22.7ha（田）
- ⑦ 交付金額：7,695千円
- ⑧ ⑦のうち、棚田加算金額：2,475千円

棚田地域振興活動加算における実績及び目標			
	ア 棚田等の保全	イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	ウ 棚田を核とした棚田地域の振興
<b>第5期対策まで</b>			
目標	ドローンを導入し、令和3年度からドローンによる共同防除を10.8ha行う。	森のようちえん事業により、棚田等を活用した自然体験活動プログラムを作成し、令和6年度までに延べ50名の幼児受け入れを行う。	都市農村交流を通じた関係人口の創出のため、市民農園（ぼんぼこ農園）の利用者を15組から20組に増加させる。
達成状況	令和3年度にドローンを導入し、令和3年度から6年度にかけてドローンによる共同防除を延べ41ha行った。	令和2年度から6年度にかけて、森のようちえん事業により、延べ70名の幼児を受け入れた。	ぼんぼこ農園利用者数 20組
<b>第6期対策～</b>			
目標設定	●ドローンによる防除等の面積を令和6年度実績15.4haから20haに拡大する。	●農産物の販路を確保し、令和11年度までに棚田産の農産物の販売金額を1,000万円まで増加させる。 ●景観作物（ヒマワリ、菜の花、ソバ等）の植栽面積を、令和6年度実績20aから80aに拡大する。	●令和11年度までに、市民農園（ぼんぼこ農園）の利用区画数を現在の31区画から全体44区画まで増加させる。

## 4. 令和7年度の実施状況 ⑥-5 加算措置の取組（市町別）

- ・ 超急傾斜農地保全管理加算では、16市町の167協定が法面の維持・管理、直売所での販売促進活動、SNSを利用した活動状況のPR等を実施

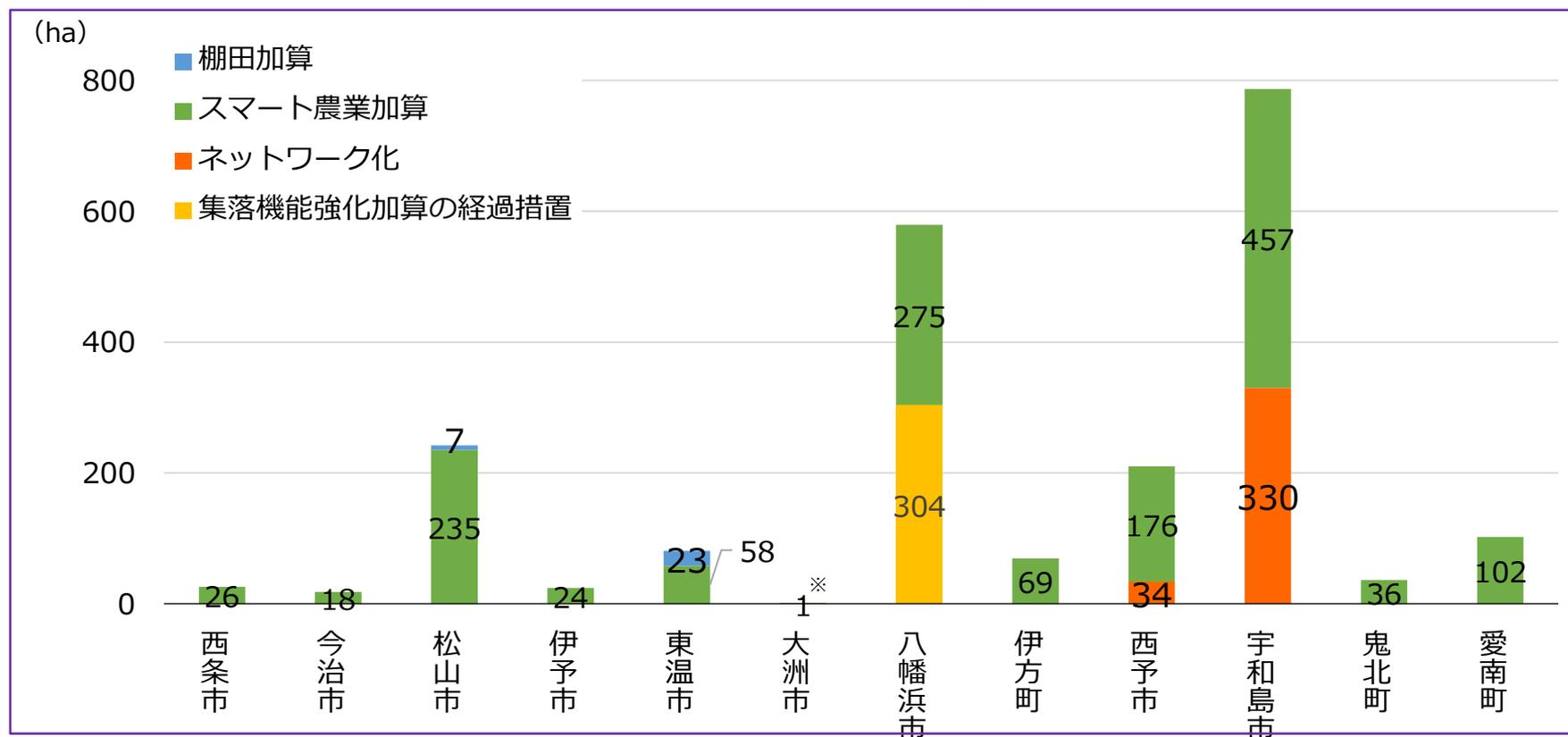
### 超急傾斜加算の取組面積（市町別）



## 4. 令和7年度の実施状況 ⑥-6 加算措置の取組（市町別）

- ・ 棚田加算：2市（松山市・東温市）の2協定が取組を実施
- ・ スマート農業加算では、12市町の53協定がドローンやリモコン草刈機等を活用した取組を実施
- ・ ネットワーク化加算では、2市（西予市・宇和島市）の12協定が事務の一元化や機械の共同利用等に取り組む
- ・ 集落機能強化加算の経過措置では、八幡浜市の2協定が高齢者の見回りや外部組織との連携を実施

### 超急傾斜加算以外の加算の取組面積（市町別）



※大洲市はスマート農業加算の取組面積

# 4. 令和7年度の実施状況⑦市町別一覧

中山間地域等直接支払制度 令和7年度実施見込み及び前年度比較

(令和8年1月末現在)

	協定数			うち体制整備単価協定数			交付面積 (ha)				うち超急傾斜加算取組面積 (ha)				うち棚田加算取組面積 (ha)	うちスマート農業加算 (ha)	うちネットワーク化加算 (ha)	うち集落機能強化加算	交付金額 (千円)			
	6年度	7年度	増減	6年度	7年度	増減	6年度	7年度	増減	前年比	6年度	7年度	増減	前年比	7年度	7年度	7年度	7年度	6年度	7年度	増減	前年比
四国中央市	7	6	(-1)	0	0	(0)	25	21	(-4)	(83%)	4	2	(-2)	(56%)	0	0	0	0	3,640	2,873	(-768)	(79%)
新居浜市																						
西条市	17	16	(-1)	16	8	(-8)	138	128	(-9.4)	(93%)	0	0	(0)	-	0	26	0	0	26,409	25,626	(-783)	(97%)
今治市	31	31	(0)	12	13	(+1)	313	298	(-15)	(95%)	2	2	(0)	(100%)	0	18	0	0	48,168	46,283	(-1,886)	(96%)
上島町																						
松山市	51	49	(-2)	49	47	(-2)	814	713	(-100)	(88%)	26	14	(-12)	(55%)	7	235	0	0	98,628	98,497	(-131)	(100%)
伊予市	78	62	(-16)	9	10	(+1)	737	497	(-240)	(67%)	12	11	(-1)	(91%)	0	24	0	0	74,323	52,179	(-22,144)	(70%)
東温市	34	34	(0)	34	21	(-13)	453	421	(-31.2)	(93%)	81	71	(-10)	(88%)	23	58	0	0	93,146	86,892	(-6,254)	(93%)
松前町																						
砥部町	22	17	(-5)	1	1	(0)	84	67	(-17)	(80%)	2	2	(+0)	(113%)	0	0	0	0	7,824	6,627	(-1,197)	(85%)
久万高原町	39	35	(-4)	21	14	(-7)	233	218	(-15)	(94%)	29	27	(-2)	(93%)	0	0	0	0	46,810	42,504	(-4,306)	(91%)
大洲市	56	47	(-9)	12	10	(-2)	368	313	(-55)	(85%)	87	79	(-7)	(91%)	0	1	0	0	53,407	45,792	(-7,615)	(86%)
内子町	63	55	(-8)	19	8	(-11)	558	467	(-91)	(84%)	129	118	(-12)	(91%)	0	0	0	0	67,740	54,997	(-12,743)	(81%)
八幡浜市	44	41	(-3)	23	24	(+1)	2,133	1,950	(-183)	(91%)	929	885	(-44)	(95%)	0	275	0	304	294,486	268,791	(-25,695)	(91%)
伊方町	31	29	(-2)	22	8	(-14)	602	538	(-65)	(89%)	58	77	(+19)	(133%)	0	69	0	0	67,869	61,152	(-6,717)	(90%)
西予市	151	136	(-15)	106	74	(-32)	1,696	1,682	(-15)	(99%)	225	233	(+9)	(104%)	0	176	34	0	249,557	231,404	(-18,153)	(93%)
宇和島市	85	81	(-4)	65	59	(-6)	1,806	1,669	(-137)	(92%)	1,070	956	(-114)	(89%)	0	457	330	0	271,135	268,630	(-2,505)	(99%)
松野町	20	17	(-3)	6	5	(-1)	183	173	(-10)	(94%)	4	4	(-0)	(100%)	0	0	0	0	32,067	32,254	(+187)	(101%)
鬼北町	22	16	(-6)	22	16	(-6)	143	99	(-44)	(69%)	21	13	(-8)	(61%)	0	36	0	0	26,467	20,920	(-5,547)	(79%)
愛南町	40	35	(-5)	28	19	(-9)	335	319	(-17)	(95%)	35	32	(-3)	(91%)	0	102	0	0	48,069	48,051	(-18)	(100%)
17市町計	791	707	(-84)	445	337	(-108)	10,622	9,574	(-1,049)	(90.1%)	2,713	2,527	(-187)	(93.1%)	30	1,477	365	304	1,509,746	1,393,471	(-116,275)	(92.3%)

(注1) 新居浜市、上島町は未実施。松前町は対象地域なし。  
 (注2) 協定数のうち伊方町、八幡浜市にまたがる大浜協定はそれぞれの市町に1協定ずつカウントしている。また、松山市の日室谷協定及び菅沢さくら組協定は通常地域と特認地域に併存している。  
 (注3) 表示単位未満の端数処理の関係上、県合計と各市町値の計が一致しない場合がある。

## 5. 令和7年度の取組方針に対する総括

### 1. 体制整備のための前向きな活動の推進

#### ○体制整備の推進

⇒R7年度の全707協定のうち、337協定（47.7%）が体制整備単価協定（10割単価）となった。

さらに、令和8年度から新たに20協定が体制整備単価への移行を検討。

### 2. 加算措置の効果的な活用推進

#### ○棚田地域振興活動加算

⇒R7年度は2市2協定が取り組む

R8年度からは、大洲市の集落協定が取組を検討

#### ○超急傾斜農地保全管理加算

⇒R7年度は167協定が取り組む

R8年度からは、内子町の1協定が取組を検討

#### ○ネットワーク化加算

⇒R7年度から2市12協定が取り組む。

R8年度からは、内子町、大洲市、伊方町で事務委託等で取組を検討

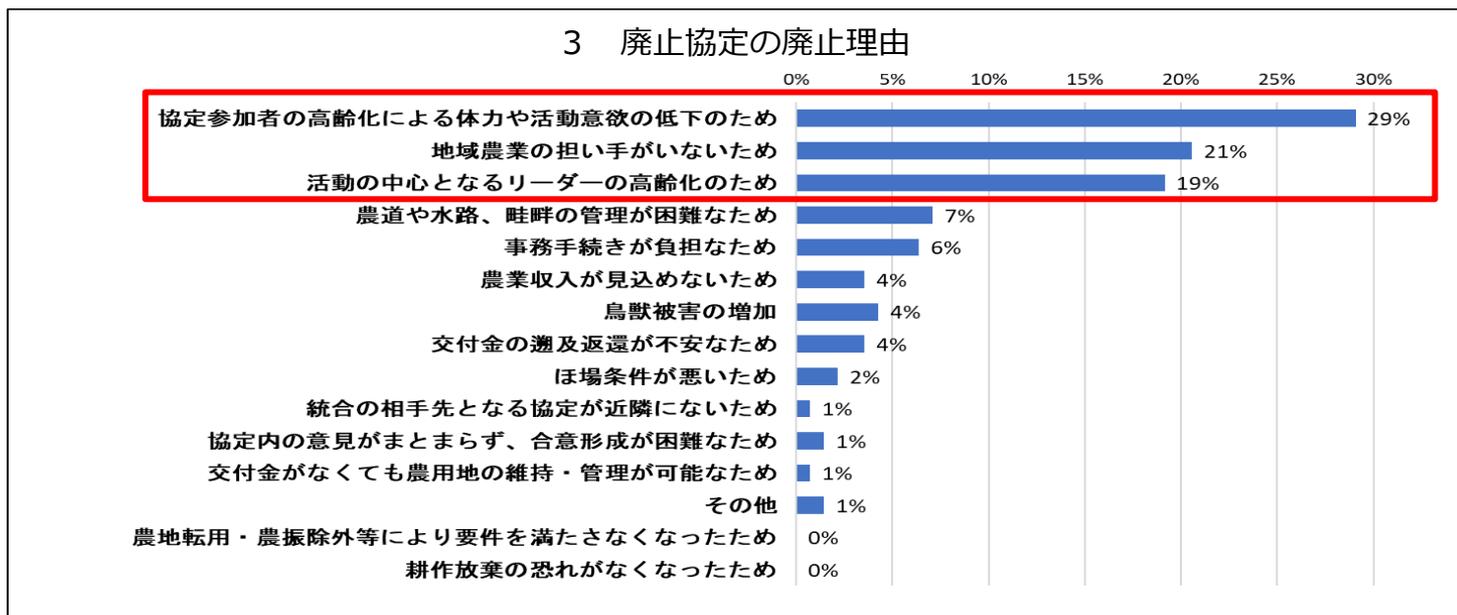
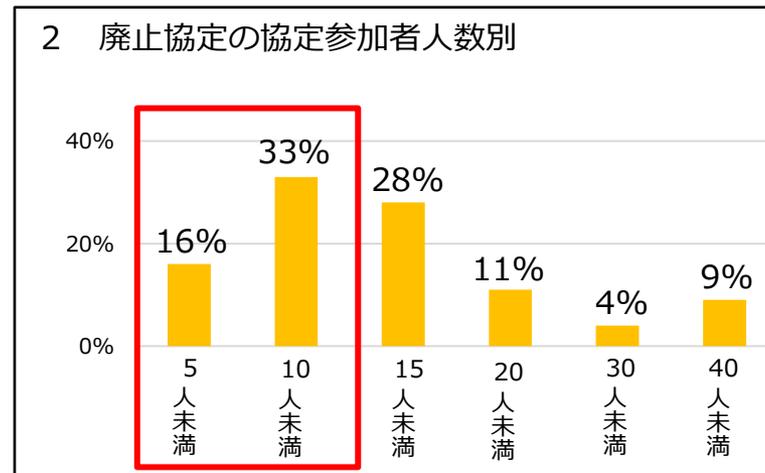
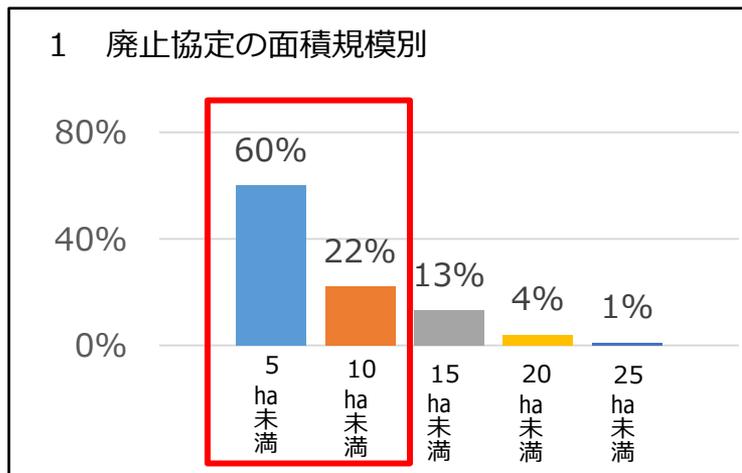
#### ○スマート農業加算

⇒R7年度から12市町53協定が取り組む。

R8年度からは、松山市、八幡浜市、今治市の12協定が取組を検討

# 5. 令和7年度の取組方針に対する総括（廃止協定）

- 廃止協定の面積規模別では、**10ha未満が8割**、協定参加人数別では、**10人未満が約5割**を示している。
- 廃止協定の**廃止理由**については、「**協定参加者の高齢化**」「**地域農業の担い手不足**」「**リーダーの高齢化**」等による廃止が高くなっている。



# 7. 令和8年度の取組方針

## 1. 広域化や多様な組織等の参画による体制づくり

- 高齡化や担い手不足に対応するため、
  - ・ネットワーク化活動計画（=体制整備単価の要件）
  - ・ネットワーク化加算

の推進を行い、組織間の連携強化や統合による広域化、多様な組織等の参画を進め、活動継続に向けた体制づくりを図る。

- 【具体策】
- ・体制整備単価への移行を促すため、集落協定を対象とした説明会等による啓発活動
  - ・事例集の作成・配布等による、活動組織の取組意欲増進

## 2. スマート農業加算の推進

○農業生産活動（草刈、防除、鳥獣害対策等）の継続を図るため、

- ・スマート農業加算

を推進し、リモコン草刈機やドローンや自動鳥獣捕獲機等のスマート農業機械による農作業の省力化・効率化を進める。

- 【具体策】
- ・スマート農業加算の事例集等の作成・配布による活用方法の提案
  - ・加算のPR（スマート農業機械の実演会等）による加算の有効な活用を図る



耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、集落の活性化を図る

# (参考) 令和8年度における国の予算措置状況 (政府予算案)

日本型直接支払のうち

## 中山間地域等直接支払交付金

令和8年度予算概算決定額 28,460百万円 (前年度 28,460百万円)

### <対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

### <事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

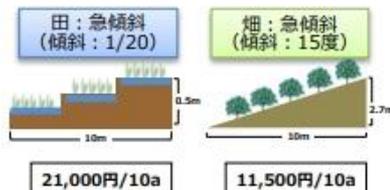
### <事業の内容>

#### 1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円 (前年度 27,560百万円)

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

#### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画<sup>※1</sup>の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

※1 複数の集落協定期間の活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

#### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円 (前年度 900百万円)

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等  
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等  
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

### 【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要) <sup>※2</sup>	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
<b>ネットワーク化加算</b> 【上限額: 100万円/年】	10,000円(最大 <sup>※3</sup> ) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
<b>スマート農業加算</b> 【上限額: 200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策(R2~R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

(~5ha部分) 10,000円/10a、(5ha~10ha部分) 4,000円/10a、(10ha~40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)